

平成 27 年度

福島県信用保証協会のあらし

2015 DISCLOSURE



福島県信用保証協会

<http://www.fukushima-cgc.or.jp/>

CONTENTS — 目次 —

	ごあいさつ	1
	プロフィール	2
	当協会のあゆみ	3
I	信用補完制度について	
	信用補完制度のしくみ	4
	信用保証・信用保険制度のしくみ	5
II	平成26年度事業報告	
	事業概況	6
	保証の状況	7
	代位弁済及び回収状況	7
	基本財産の状況	7
	基本財産について	7
	平成26年度の主な取り組み	8
	収支計算書	10
	収支計算書の用語解説	11
	貸借対照表・財産目録	12
	貸借対照表の用語解説	13
III	信用保証の動向	
	1.主要業務数値(5年間の推移)	14
	保証承諾、保証債務残高、代位弁済	14
	2.項目別保証の動向(26年度)	15
	本店・支店別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	15
	金融機関群別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	16
	業種別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	17
IV	経営計画について	
	第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)	18
	平成27年度経営計画	19
	平成26年度経営計画の業務実績評価報告	23
V	保証利用のご案内	
	ご利用になれる保証の限度額	28
	保証をご利用になれる方	28
	責任共有制度	29
	保証料について	30
	主な保証制度のご案内	31
VI	経営支援業務について	
	経営支援業務の重点施策	34
	専門家派遣事業について	35
	経営サポート会議、経営改善計画策定支援事業に係る保証協会の補助について	36
	経営相談会、経営相談窓口、特別相談窓口の設置	37
VII	コンプライアンスの取り組みについて	
	コンプライアンスの取り組み姿勢	38
	信用保証協会倫理憲章	38
	コンプライアンス管理体制	39
VIII	個人情報保護宣言について	
	個人情報保護宣言	40
IX	組織体制	
	役員構成	42
	組織機構図	43
	所管区域	43
X	Infomation	
	保証協会団体信用生命保険について	44
	広報活動(保証月報の発行、ホームページの活用、ポスター・パンフレット)	45
	本店・支店のご案内	裏表紙

ごあいさつ



福島県信用保証協会
会長 村田 文雄

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度も当協会の業務内容・事業実績・業務方針などについてご理解をいただくため、ディスクロージャー誌「平成27年度版 福島県信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。本誌をご一読いただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

県内の景気は、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興へ向けた公共投資の高水準維持などに支えられ、全体的には持ち直しの動きを続けています。しかし、労働力不足や原材料価格高騰の影響、依然として続く風評被害などにより、地域間、業種間、企業間に差が生じてきており、中小企業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

こうした中、当協会は県内中小企業の一刻も早い復興並びに金融と経営の一体的支援を基本方針として個々の企業の状況把握に努め、多様な資金ニーズに対し震災関連保証や各種保証制度を推進し、企業の資金繰り円滑化を支援してまいりました。

また、県内本・支店6か所における経営や創業の相談会の開催、関係機関と連携した専門家派遣の実施、経営サポート会議の運営などに積極的に取り組み、経営支援・連携支援の実効性を高めてまいりました。

平成27年度は、新たにスタートした第4次中期事業計画（平成27年度～29年度）に基づき、復興を重視した保証の推進や個々の企業の実態を把握しニーズにあった提案型の保証を行うとともに、創業支援等による利用企業の拡大や関係機関と連携を密にした経営支援、再生支援に積極的に取り組み、中小企業の良きパートナーとして「信頼される協会、顔の見える協会」を目指し役職員一同全力で努めてまいりますので、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年9月



プロフィール (平成27年4月1日現在)

名 称 福島県信用保証協会

設立(認可) 昭和24年4月13日

人 格 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人

目 的 信用保証の業務を行い、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

基本財産 215億円(資本金に相当)

内 訳 基金63億円(出捐金41億円、金融機関等負担金22億円)
基金準備金152億円

保証債務残高 件数 44,633件 金額 3,966億円

保証利用企業者数 19,534企業

役職員数 理事16名(非常勤13名)
監事3名(非常勤2名)
職員92名(男性74名、女性18名)

事 務 所 本 店 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階、11階
郡 山 支 店 郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階
白 河 支 店 白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階
会 津 支 店 会津若松市南千石町2番19号
い わ き 支 店 いわき市平字材木町3番地の1
相 双 支 店 南相馬市原町区本町1丁目3番地



当協会のあゆみ

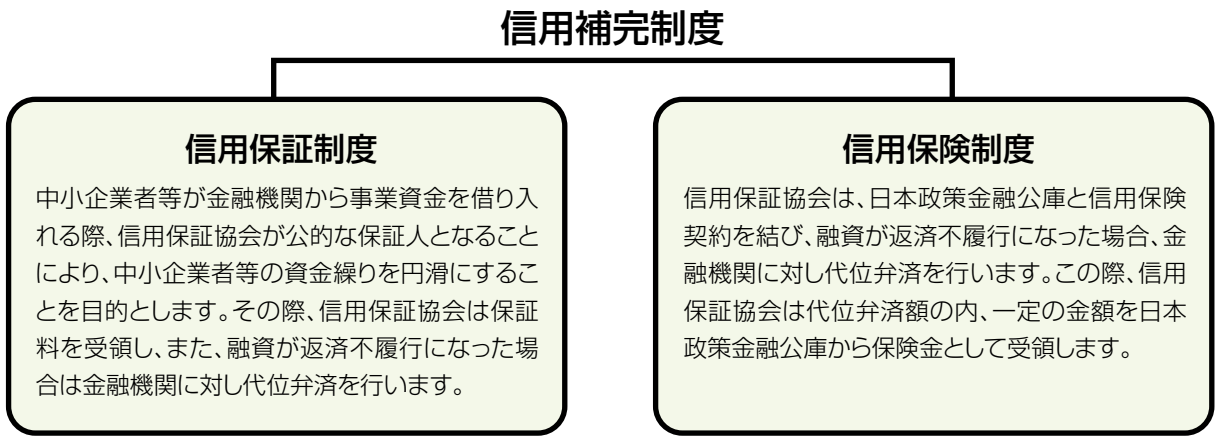
昭和24年	3月19日 4月13日 5月10日 9月12日 10月 4日 11月11日	社団法人福島県信用保証協会の設立総会開催 社団法人福島県信用保証協会の設立認可 設立登記完了、業務開始、 事務所を福島市本町17「福ビル」3階、県中小企業振興本部内に設置 財団法人福島県信用保証協会の設立総会開催 財団法人福島県信用保証協会の設立認可 設立登記完了、業務開始、 福島連絡所を福島商工会議所内に設置・郡山連絡所を郡山商工会議所内に設置 若松連絡所を若松商工会議所内に設置・平連絡所を平商工会議所内に設置 白河連絡所を白河商工会議所内に設置・相双連絡所を相双商工会議所内に設置
昭和25年	6月13日 9月 7日	喜多方連絡所を喜多方商工会議所内に設置 中村連絡所を中村商工会議所内に設置
昭和26年	12月26日	白河連絡所を白河支部に昇格
昭和27年	5月 1日 7月30日 8月 8日	福島連絡所を福島支部に昇格 平連絡所を平支部に昇格 若松連絡所を若松支部に昇格
昭和28年	6月13日 12月11日	須賀川連絡所を須賀川商工会議所内に設置 郡山連絡所を郡山支部に昇格
昭和29年	4月30日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和32年	11月 9日	本所事務所を「福ビル」3階、316号室に移転
昭和33年	9月 9日	相双連絡所を廃止し、相双駐在事務所を設置
昭和34年	3月 1日	各支部の名称を支所に改称、本部を本所と改称
昭和35年	2月12日	相双駐在事務所を相双出張所と改称
昭和38年	1月21日 4月 1日 6月10日	相双出張所を相双支所に昇格 福島支所を廃止、保証課として本所に併合 本所事務所を福島市大町4番15号「福島県商工会館」2階に移転
昭和41年	10月 1日 10月 5日	平支所の名称をいわき支所と改称 若松支所の名称を会津若松支所と改称
平成15年	7月22日	本所事務所を福島市三河南町1番20号「コラッセふくしま」内に移転
平成20年	11月10日	いわき支所をいわき市平字材木町3番地の1に移転
平成23年	5月16日 5月30日	白河支所を白河市道場小路96番地5「白河商工会議所会館」内に移転 郡山支所を郡山市朝日1丁目27番4号「プレシャス朝日ビル」内に移転
平成25年	4月 1日 11月11日	本所・支所を本店・支店に改称、保証課を福島営業店に改称 会津若松支所を会津支店に改称 会津支店を会津若松市南千石町2番19号に移転
平成26年	11月25日	郡山支店を郡山市清水台1丁目3番8号「郡山商工会議所会館」内に移転



I.信用補完制度について

信用補完制度のしくみ

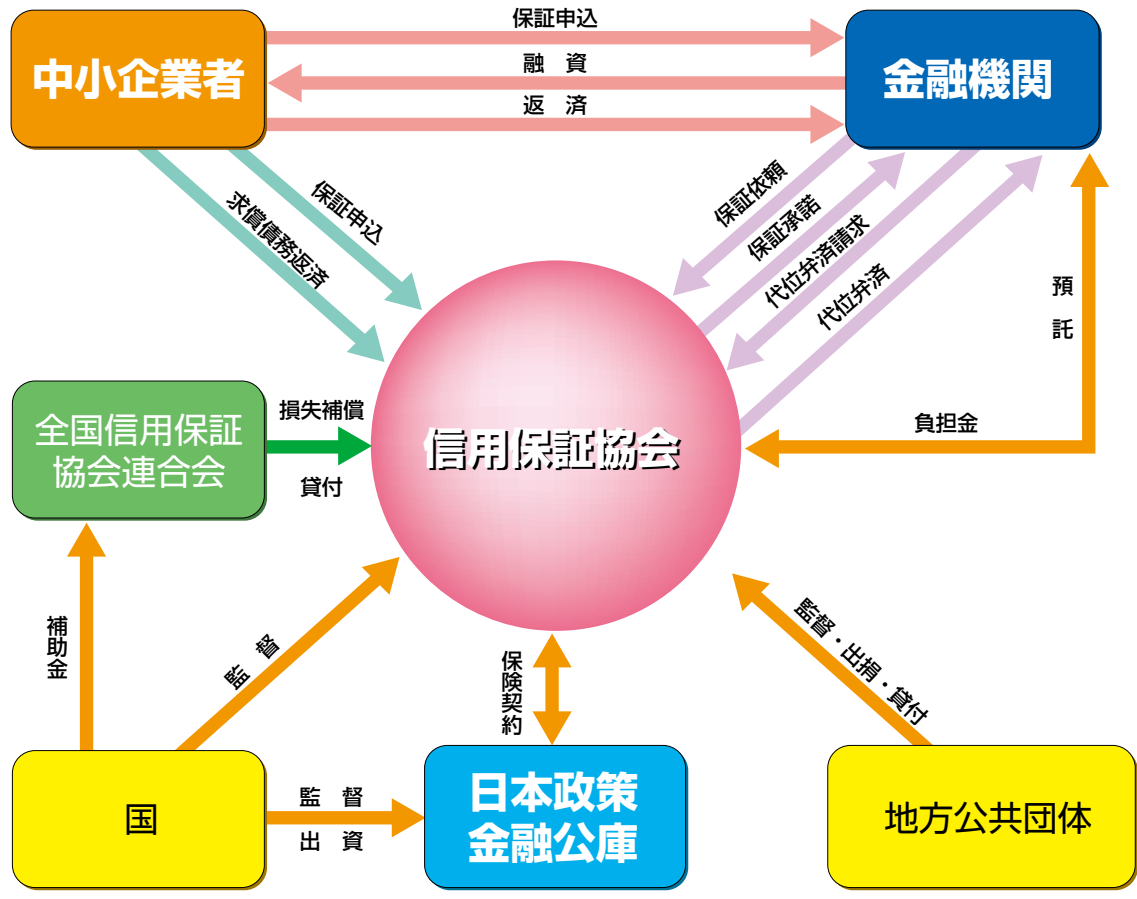
信用補完制度とは、「中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度」と、「信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度」の総称です。



信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者の方の金融を円滑にすることができるようになります。

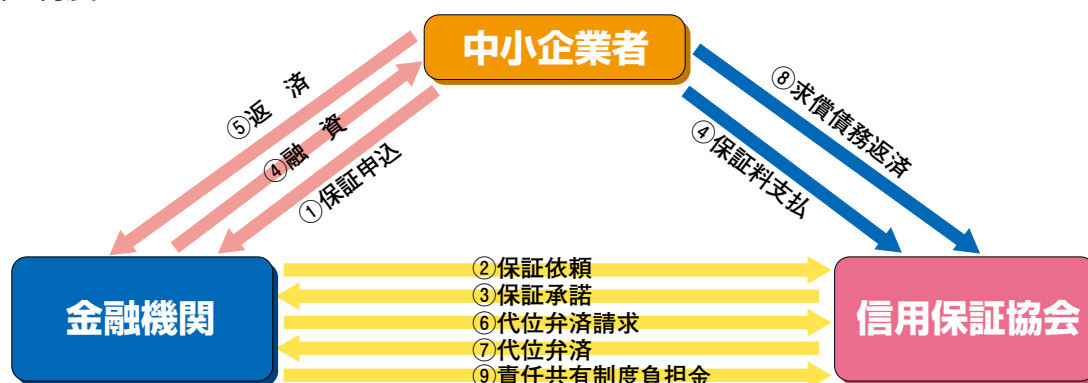
このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

■概略図



信用保証・信用保険制度のしくみ

■信用保証制度のしくみ



- ①～②中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾(保証書発行)します。
- ④金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。
- ⑨責任共有制度において負担金方式を採用する金融機関は、負担割合に応じた負担金を信用保証協会にお支払いいただきます。

■信用保険制度のしくみ



- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%(てん補率)を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。
- ⑥信用保証協会は、責任共有制度における金融機関からの負担金について、てん補率に応じた額を日本政策金融公庫に納付します。



Ⅱ.平成26年度事業報告

事業概況

平成26年度におけるわが国経済は、経済対策いわゆる「アベノミクス」効果により、ゆるやかに回復が続き株高や円安をもたらし、資産効果や消費マインドを上昇させ、個人消費が景気を牽引する形となり、経済対策の推進により、経済回復の加速化への期待感が高まりましたが、4月よりの消費税増税による消費者の購買動向へ影響が懸念されることから、先行きについて予断を許さない状況にありました。

県内の景気は、平成23年3月の東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興需要に支えられ、公共投資が大幅な増加を続けている他、住宅投資も高水準で推移し、個人消費も雇用・所得情勢の改善などを背景に底堅く推移しており、全体的には着実に持ち直しの動きを続けていますが、県内でも地域間・業種間・企業間などにより差が生じてきています。

平成26年度において、当協会は、その本来の使命である中小企業に対する金融の円滑化を図るため、国・県及び市町村の諸施策の展開、金融機関との連携強化のもと、積極的な業務推進に努めた結果、当期の業績は次のおりとなりました。

保証承諾については、「ふくしま復興特別資金」の借換需要が多かったことと、個々の企業の実情にあった各種制度保証を活用した保証を積極的に行ったこともあって、保証申込が増加したことにより、前期比件数104.6%、金額120.4%と増加しました。

保証債務残高は、保証承諾が前年度を上回りましたが、償還ペースまでには及ばなかったことにより、前期比件数92.2%、金額90.6%と減少しました。

また、一件あたりの保証金額は12,059千円で前期の10,474千円に比べ大口化し、平均保証期間は61.2ヵ月と前期の54.7ヵ月に比べ長期化しました。

一方、代位弁済は、企業倒産が政府の金融支援の政策効果もあって比較的落ち着いており、また、関係機関と連携して引き続き条件変更やきめ細やかな対応等経営支援にも取り組んだことから、289件、2,928百万円となり、前期比は件数で73.0%、金額で72.0%と前年度を下回りました。

また、求償権関係では、企業再建を十分考慮しながら回収に努力した結果、元金回収で、134件、1,401百万円、前期比は件数で107.2%、金額で85.4%となり、当期末求償権残高は、補てん金による償却1,700百万円と自己償却365百万円の合計2,066百万円を償却した結果、104件、521百万円となりました。

以上のような業務内容から、経常収入は計上保証料の減少等により、前期に比べ323百万円減少し、経常支出は信用保険料の減少等により、前期に比べ146百万円の減少となり、経常収支差額は1,318百万円と前期に比べ177百万円の減少となりました。

経常外収支差額は、代位弁済額が前期比72.0%と少なかったことから、106百万円と前期に比べ33百万円の増加となりました。

当期収支差額は、責任共有制度に係る損失などを制度改革促進基金から83百万円取崩し補てんした結果、1,507百万円となりました。

この収支差額の剰余金の処理については、収支差額変動準備金に753百万円を、差額の754百万円を基金準備金に繰り入れました。

保証の状況

区 分	当 期		前期比		計 画	計画比
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
保 証 承 諾	10,216	123,197	104.6	120.4	130,000	94.8
保 証 債 務 残 高	44,633	396,638	92.2	90.6	420,000	94.4
保 証 債 務 平 均 残 高	46,560	412,169	95.3	91.4	430,000	95.9

代位弁済及び回収状況

区 分	当 期		前期比		計 画	計画比
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
代 位 弁 済	289	2,928	73.0	72.0	8,000	36.6
求償権・償却求償権回収	134	1,401	107.2	85.4	1,800	77.8

$$\text{代位弁済率} \left[\frac{\text{代位弁済額}}{\text{保証債務平均残高}} \right] 0.71\% (\text{前期 } 0.90\%)$$

基本財産の状況

区 分	前期末	当期増加額	当期減少額	当期末	構成比
基 金	6,294百万円	—	—	6,294百万円	29.3%
基 金 準 備 金	14,410百万円	754百万円	—	15,163百万円	70.7%
合 計	19,872百万円	754百万円	—	21,457百万円	100.0%

(注) 百万円未満四捨五入のため項目間の合計は必ずしも一致しません。

基本財産について

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。現在、福島県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍(定款倍率といいます)と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の推移

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
180億9百万円	184億56百万円	189億9百万円	198億72百万円	207億3百万円	214億57百万円

平成26年度の主な取り組み

◇保証の推進

「保証協会利用のメリット」をわかり易い表現でパンフレット等作成し、創業支援に力をいれていること、金融と経営の一体的支援を行うことなどをPRしました。また、「借換早見表」を作成し、ふくしま復興特別資金などによる借換保証を推進しました。

◇金融機関担当者研修会

金融機関の皆様へ信用保証協会の基本的な業務、当協会の現状や取り組み等をご説明し、より親しみを持って信用保証の推進をしていただくことを目的として「保証業務研修会」を開催しました。

研修会は、金融機関の入行(庫・組)5年以内で協会付融資の経験が少ないかた向けに平成26年11月12日・13日、参加14金融機関、参加者46名で行われました。

【研修会の内容】

- ①福島県信用保証協会の現状について
- ②保証付融資推進のポイント
- ③審査担当者からのお願い
- ④信用保証業務「Q&A」
- ⑤保証協会の経営支援について
- ⑥代位弁済について



◇キャンペーン表彰

保証利用者の拡大・保証付融資の推進のため従来の「新規企業保証キャンペーン」、「保証債務残高増加キャンペーン」に加え、「保証承諾特別推進キャンペーン」を新たに実施しました。

実施期間は1年間で全キャンペーンとも当協会独自の表彰基準により基準を達成された金融機関店舗に対し感謝状及び記念品を贈呈しました。

「新規企業保証キャンペーン」の基準を達成されたのは31店舗、「保証債務残高増加キャンペーン」は25店舗、「保証承諾特別推進キャンペーン」上期31店舗、下期30店舗でした。

金融機関の皆様のご協力に感謝し、「新規企業保証キャンペーン」は達成した都度、「保証承諾特別推進キャンペーン」は上期と下期に、「保証債務残高増加キャンペーン」は平成27年5月に保証債務残高増加キャンペーンの表彰式を行いました。



◇経営相談会の開催

中小企業の皆様が抱える様々な経営課題に対するアドバイス等を通じ、企業の伸展を支援するため、また、創業を志す方、創業間もない方を支援するため、当協会の福島・郡山・白河・会津・いわき・相双の営業店・各支店6カ所において、無料の経営相談会を開催しました。

延べ12回開催し、92企業の方から相談を受け、経営一般に関する課題の他、資金繰りに関わる相談、創業に関わる相談等に対応しました。

◇地域金融機関等関係機関との連携

経営改善に取り組む中小企業者と、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、中小企業者の経営改善を促進することを目的として、当協会が事務局を担う「中小企業経営サポート会議」を平成25年度に設置し2年目を迎えました。

平成26年度は17企業に対しまして、19回開催しました。

◇専門家派遣事業

当協会では、お客様の経営力向上を目的として、当協会独自に福島県中小企業診断協会と連携し、中小企業者の方のニーズに応じて、中小企業診断士を派遣し、経営課題解決のお手伝いをしています。

地域プラットフォーム「ふくしま中小企業支援プラットフォーム」の構成機関として、中小企業庁が開設する中小企業・小規模事業者向けの支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた専門家派遣の利用もできます。

平成26年度は、福島県中小企業診断協会と連携した派遣を12企業に対し27回、「ミラサポ」を通じた派遣を14企業に対し23回を実施しました。

◇外部評価委員会

平成24年度～平成26年度中期事業計画及び平成26年度経営計画の業務実績についての評価を行うために下記の日程で後藤康夫福島大学教授、尾形克彦公認会計士、初澤敏生福島大学教授により構成される「外部評価委員会」を開催しました。

昨年度は、3ヶ年計画の最後の年、特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害から4年目となり、保証協会は「復興支援に向け適切な業務運営を行ったか」と「効果的・効率的な役割を果たしたか」の二つの視点から検証を実施しました。

○第1回外部評価委員会 平成27年6月24日(水)



○第2回外部評価委員会 平成27年7月8日(水)



◇創立65周年記念事業の実施

当協会は、平成26年4月をもちまして65周年を迎えたことを契機に協会を身近な存在と感じていただくため、創立65周年記念のメイン事業として「創立65周年記念講演会」を平成26年12月12日(金)に開催、またサブ事業として地域貢献活動も兼ねた「本店・支店一斉清掃活動」を平成27年3月17日(火)役職員全員参加で実施しました。

講演会当日は、金融機関をはじめ中小企業の皆様、県・市町村、関係団体様等総勢252名の方々のご来場をいただきました。

また、一斉清掃活動は本店・各支店事務所近隣において実施し地域に貢献しました。



創立65周年記念講演会



本店・支店一斉清掃活動

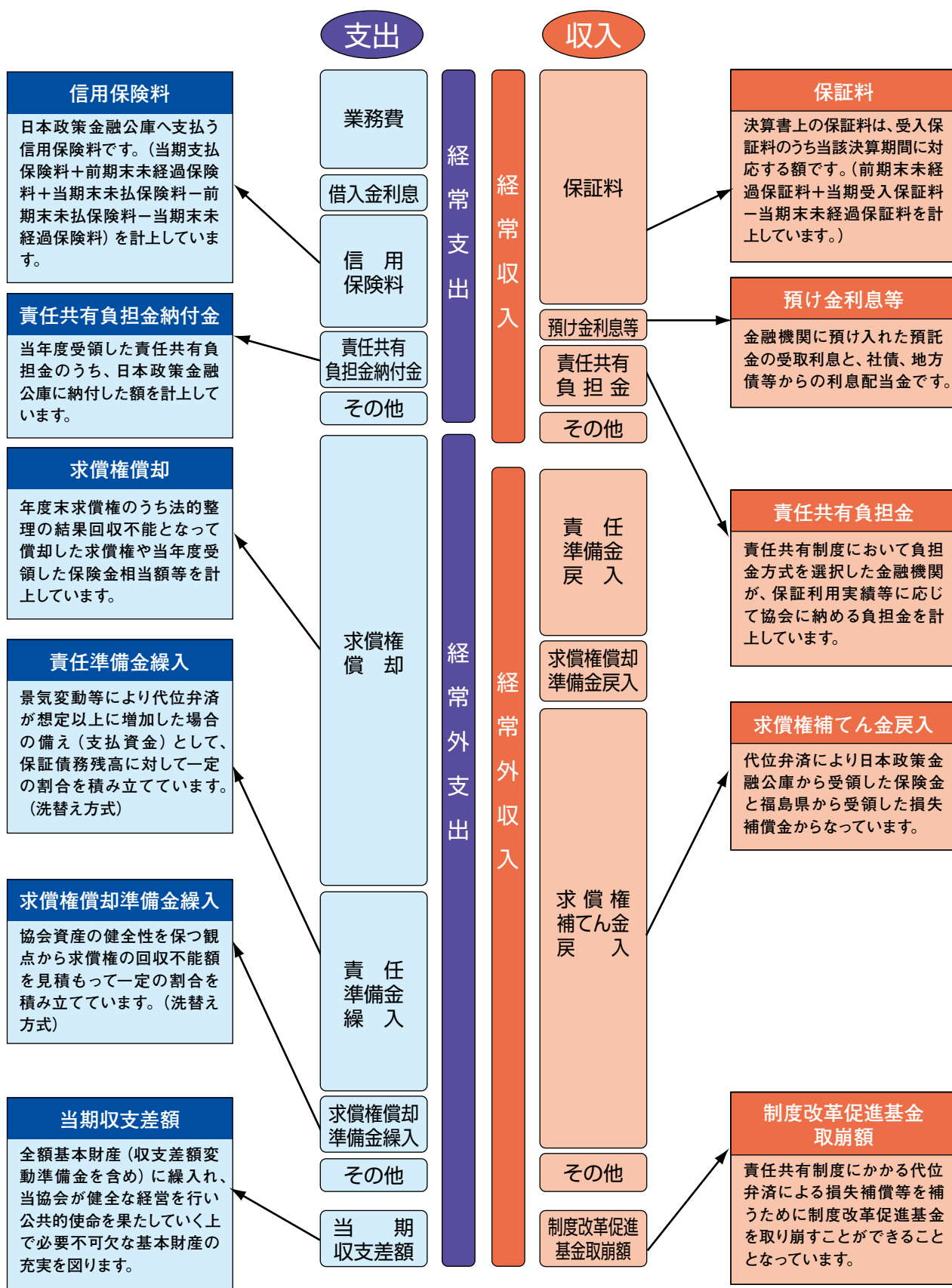
収支計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	4,384,251,802
保 証 料	3,298,553,190
預 け 金 利 息	6,100,591
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	234,343,605
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	3,896,420
損 害 金	29,694,312
事 務 補 助 金	562,314,325
責 任 共 有 負 担 金	208,821,000
雑 収 入	40,528,359
経 常 支 出	3,066,238,427
業 務 費	1,117,639,587
役 職 員 給 与	573,297,293
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	66,757,176
そ の 他 人 件 費	104,974,440
旅 費	7,166,815
事 務 費	145,724,551
賃 借 料	51,390,578
動 産 ・ 不 動 産 償 却	45,041,062
信 用 調 査 費	2,866,586
債 権 管 理 費	80,189,810
指 導 普 及 費	16,606,990
負 担 金	23,624,286
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,943,100,065
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	5,498,775
経 常 収 支 差 額	1,318,013,375
経 常 外 収 入	4,742,472,536
償 却 求 償 権 回 収 金	231,941,650
責 任 準 備 金 戻 入	2,646,842,721
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	163,201,260
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	1,700,486,905
保 険 金	1,554,512,179
損 失 補 償 補 て ん 金	145,974,726
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経 常 外 支 出	4,636,740,728
求 償 権 償 却	2,065,969,890
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	8,183,959
退 職 金	546,000
責 任 準 備 金 繰 入	2,436,446,991
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	122,685,068
そ の 他 支 出	2,908,820
経 常 外 収 支 差 額	105,731,808
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	82,768,367
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	1,506,513,550
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	753,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	753,513,550

収支計算書の用語解説



貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位:円)

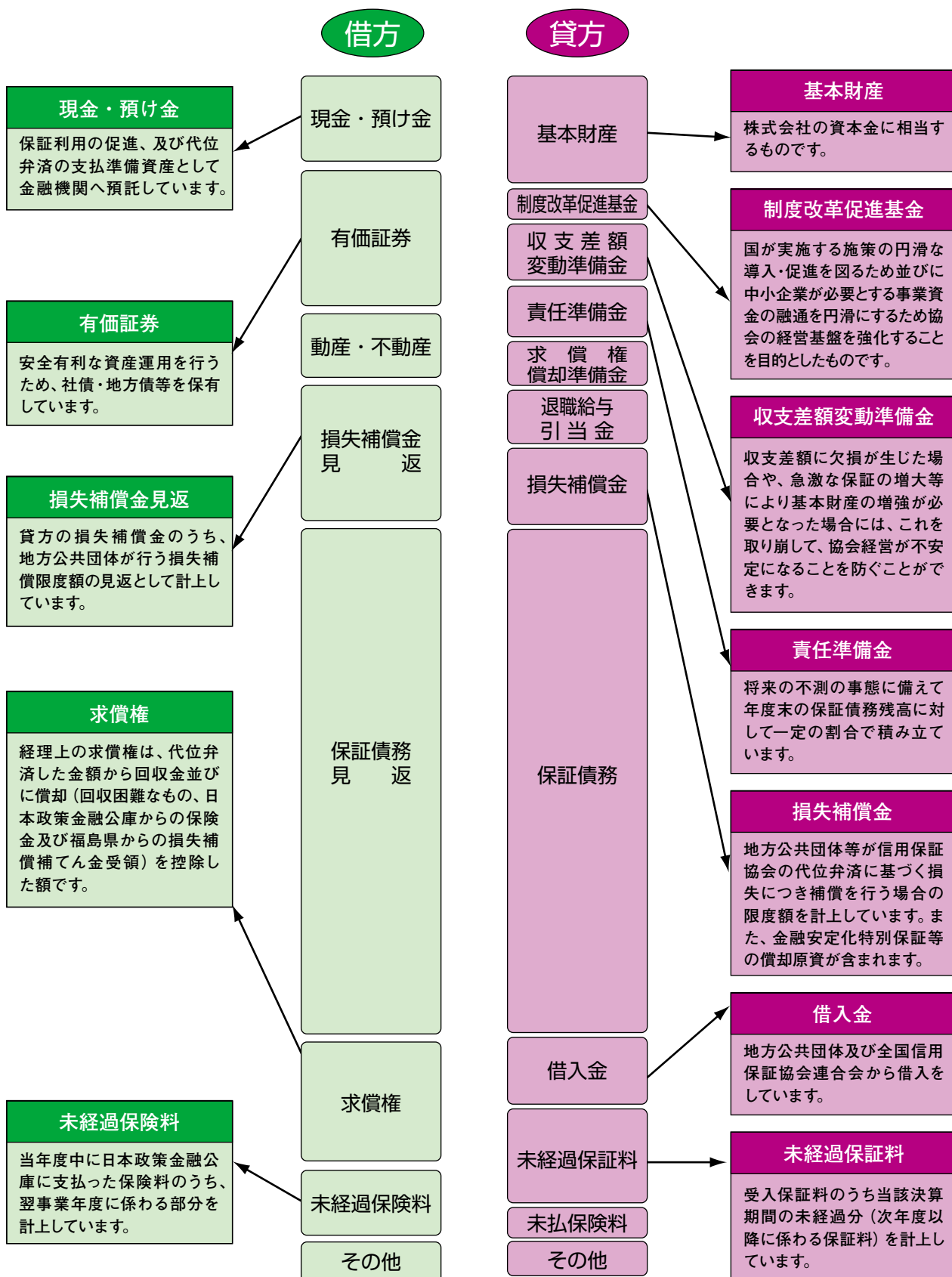
借 方			貸 方		
科 目	金 額	科 目	金 額		
現 金	102,000	基 本 財 産	21,456,764,211		
現 小 切 手	102,000	基 金 準 備 金	6,293,695,500		
預 け 金	0	基 金 準 備 金	15,163,068,711		
当 座 預 金	12,498,624,815	制 度 改 革 促 進 基 金	405,463,894		
普 通 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	5,474,335,459		
通 知 預 金	160,765,664	責 任 準 備 金	2,436,446,991		
定 期 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	122,685,068		
郵 便 貯 金	12,328,532,261	退 職 給 与 引 当 金	801,916,754		
金 銭 信 託	9,326,890	損 失 補 償 金	3,286,558,337		
有 価 証 券	0	保 証 債 務	396,638,038,945		
国 債	28,593,940,000	求 償 権 補 て ん 金	0		
地 方 債	0	保 険 金	0		
社 債	22,192,940,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0		
株 式	6,400,000,000	借 入 金	4,600,000,000		
受 益 証 券	1,000,000	長 期 借 入 金	0		
そ の 他 有 価 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0		
新 株 予 約 証 券	3,525,815	短 期 借 入 金	0		
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	(うち日本政策金融公庫分)	0		
動 産 ・ 不 動 産	3,525,815	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	4,600,000,000		
事 業 用 不 動 産	1,055,954,175	雑 勘 定	8,549,429,520		
事 業 用 動 産	960,814,820	仮 受 金	174,449,160		
所 有 動 産 ・ 不 動 産	95,139,355	保 険 納 付 金	66,804,830		
損 失 補 償 金 見 返	0	損 失 補 償 納 付 金	4,918,584		
保 証 債 務 見 返	3,286,558,337	未 経 過 保 証 料	8,297,351,786		
求 償 権	396,638,038,945	未 払 保 険 料	4,159,070		
讓 受 債 権	521,166,498	未 払 費 用	1,746,090		
雑 勘 定	0				
仮 払 金	1,173,728,594				
保 証 金	198,443,472				
厚 生 基 金	0				
連 合 会 出 資 金	73,206,400				
連 合 会 勘 定	-				
未 収 利 息	4,296,669				
未 経 過 保 険 料	41,397,274				
	856,384,779				
合 計	443,771,639,179	合 計	443,771,639,179		

財産目録 (平成27年3月31日現在)

(単位:円)

資 産			負 債		
科 目	金 額	科 目	金 額		
現 金	102,000	責 任 準 備 金	2,436,446,991		
預 け 金	12,498,624,815	求 償 権 償 却 準 備 金	122,685,068		
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	801,916,754		
有 価 証 券	28,593,940,000	損 失 補 償 金	3,286,558,337		
そ の 他 有 価 証 券	3,525,815	保 証 債 務	396,638,038,945		
動 産 ・ 不 動 産	1,055,954,175	求 償 権 補 て ん 金	0		
損 失 補 償 金 見 返	3,286,558,337	借 入 金	4,600,000,000		
保 証 債 務 見 返	396,638,038,945	雑 勘 定	8,549,429,520		
求 償 権	521,166,498				
雑 勘 定	1,173,728,594				
合 計	443,771,639,179	合 計	416,435,075,615		
		正 味 財 産	27,336,563,564		

貸借対照表の用語解説





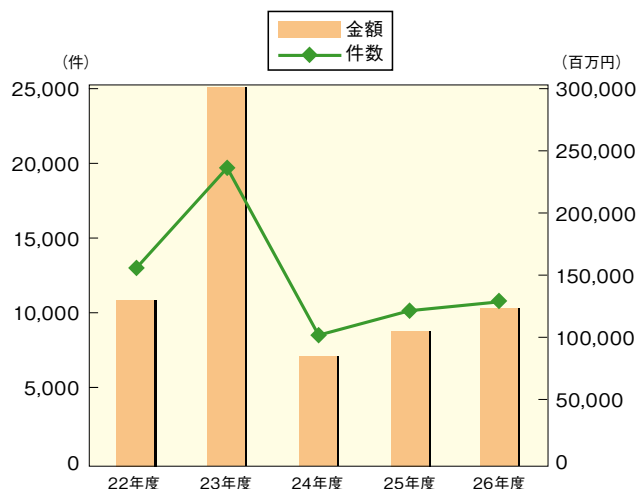
Ⅲ.信用保証の動向

1 主要業務数値 (5年間の推移)

保証承諾

(単位:百万円、%)

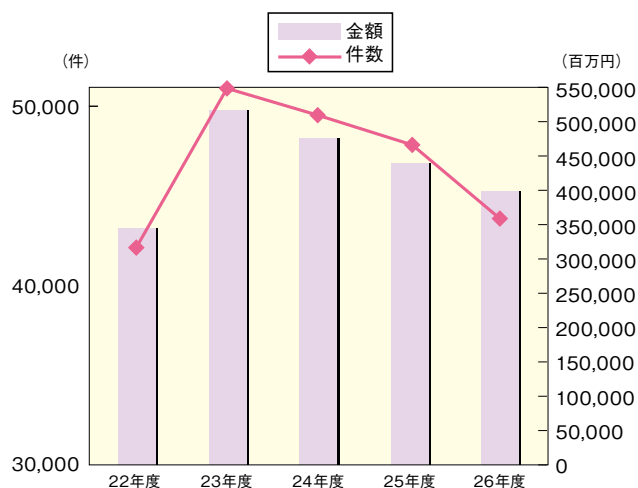
	保証承諾		
	件数	金額	前年度比
22年度	12,563	130,114	83.5
23年度	19,728	301,248	231.5
24年度	8,438	84,138	27.9
25年度	9,765	102,300	121.6
26年度	10,216	123,197	120.4



保証債務残高

(単位:百万円、%)

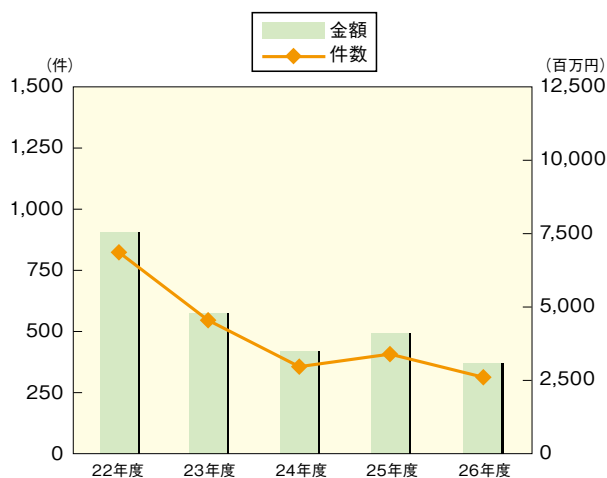
	保証債務残高		
	件数	金額	前年度比
22年度	42,122	342,992	95.8
23年度	51,389	522,750	152.4
24年度	49,606	473,176	90.5
25年度	48,430	437,780	92.5
26年度	44,633	396,638	90.6



代位弁済

(単位:百万円、%)

	代位弁済		
	件数	金額	前年度比
22年度	842	7,586	89.6
23年度	556	4,700	62.0
24年度	362	3,418	72.7
25年度	396	4,069	119.0
26年度	289	2,928	72.0

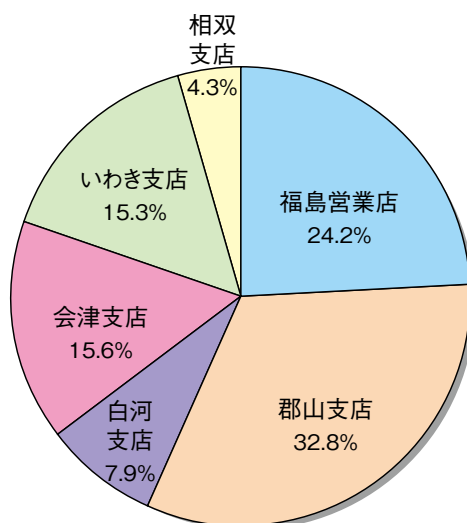


2 項目別保証の動向 (26年度)

本店・支店別保証承諾

(単位:百万円)

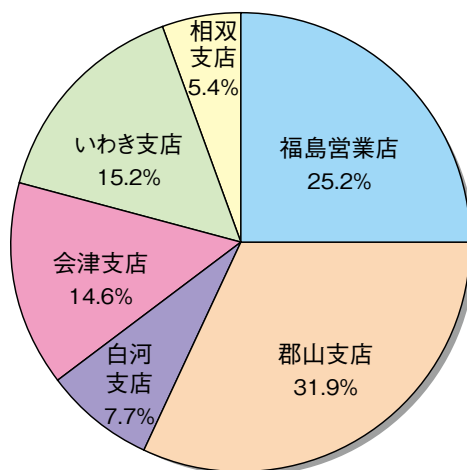
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	2,616	29,829	24.2	103.6
郡山支店	3,474	40,370	32.8	137.7
白河支店	779	9,712	7.9	121.2
会津支店	1,646	19,193	15.6	119.0
いわき支店	1,402	18,805	15.3	118.8
相双支店	299	5,288	4.3	124.9
合計	10,216	123,197	100.0	120.4



本店・支店別保証債務残高

(単位:百万円)

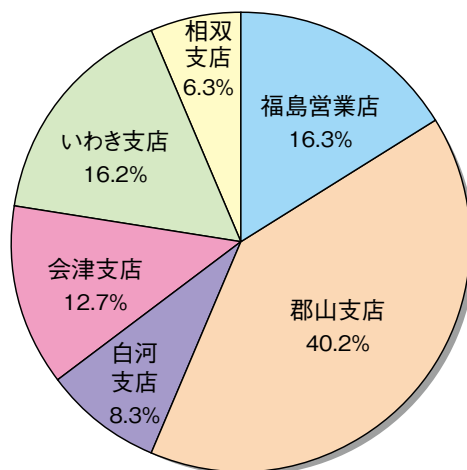
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	11,566	100,044	25.2	90.0
郡山支店	13,906	126,588	31.9	92.1
白河支店	3,358	30,349	7.7	87.8
会津支店	7,168	57,768	14.6	94.4
いわき支店	6,769	60,474	15.2	89.2
相双支店	1,866	21,415	5.4	83.3
合計	44,633	396,638	100.0	90.6



本店・支店別代位弁済

(単位:百万円)

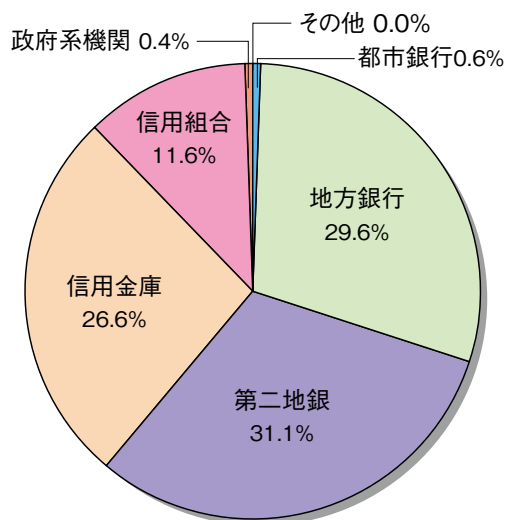
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	66	477	16.3	72.8
郡山支店	87	1,177	40.2	109.4
白河支店	15	242	8.3	94.4
会津支店	52	371	12.7	52.3
いわき支店	58	474	16.2	90.4
相双支店	11	186	6.3	22.0
合計	289	2,928	100.0	72.0



金融機関群別保証承諾

(単位:百万円)

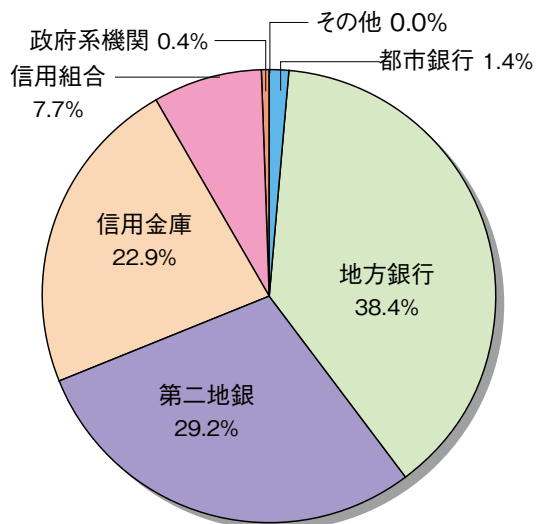
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都市銀行	27	761	0.6	85.2
地方銀行	2,477	36,528	29.6	101.7
第二地銀	2,829	38,339	31.1	127.9
信用金庫	2,895	32,755	26.6	126.3
信用組合	1,963	14,266	11.6	152.8
政府系機関	25	548	0.4	254.2
その他	-	-	-	-
合計	10,216	123,197	100.0	120.4



金融機関群別保証債務残高

(単位:百万円)

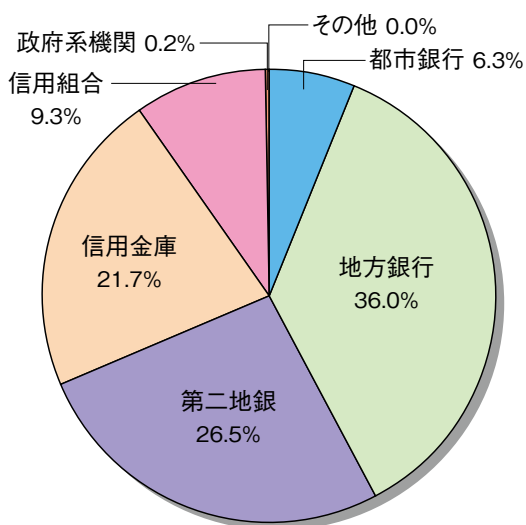
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都市銀行	287	5,662	1.4	84.4
地方銀行	13,360	152,197	38.4	86.2
第二地銀	12,854	115,726	29.2	91.0
信用金庫	12,181	90,783	22.9	95.8
信用組合	5,845	30,530	7.7	99.3
政府系機関	106	1,740	0.4	93.0
その他	-	-	-	-
合計	44,633	396,638	100.0	90.6



金融機関群別代位弁済

(単位:百万円)

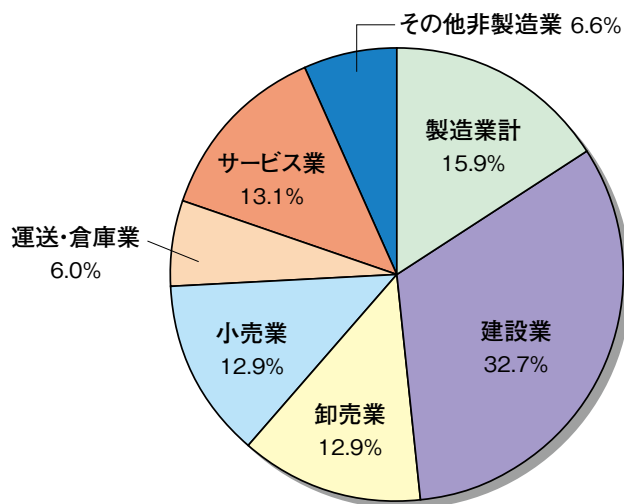
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都市銀行	6	183	6.3	1,827.1
地方銀行	82	1,053	36.0	98.3
第二地銀	90	777	26.5	49.5
信用金庫	71	636	21.7	61.3
信用組合	39	273	9.3	74.0
政府系機関	1	5	0.2	57.5
その他	-	-	-	-
合計	289	2,928	100.0	72.0



業種別保証承諾

(単位:百万円)

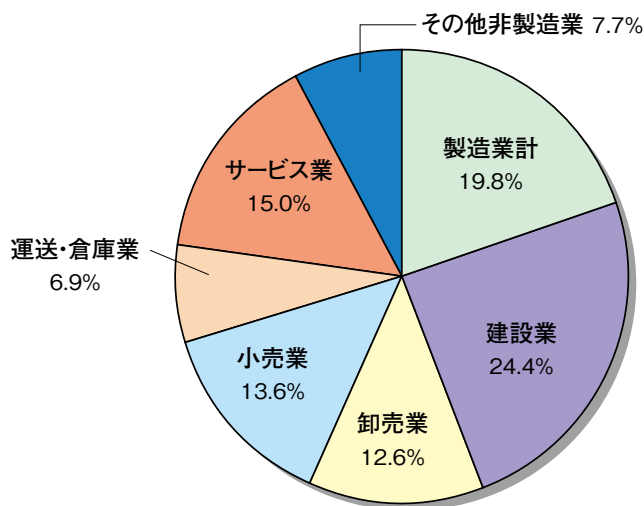
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	223	3,447	2.8	104.0
機械工業	253	3,787	3.1	115.9
金属工業	173	2,777	2.3	97.5
電気機器工業	115	1,785	1.4	129.1
その他製造業	693	7,743	6.3	134.3
製造業計	1,457	19,539	15.9	117.8
建設業	3,432	40,302	32.7	122.2
卸売業	1,043	15,936	12.9	121.7
小売業	1,568	15,840	12.9	135.3
運送・倉庫業	432	7,365	6.0	138.0
サービス業	1,482	16,084	13.1	114.5
その他非製造業	802	8,131	6.6	95.0
非製造業計	8,759	103,658	84.1	120.9
合計	10,216	123,197	100.0	120.4



業種別保証債務残高

(単位:百万円)

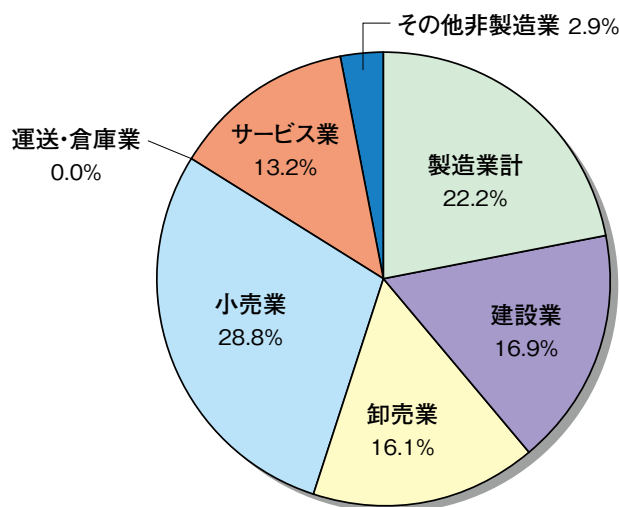
区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	1,153	14,000	3.5	93.4
機械工業	1,155	13,399	3.4	89.6
金属工業	1,013	12,578	3.2	90.5
電気機器工業	697	8,170	2.1	82.9
その他製造業	3,555	30,238	7.6	89.2
製造業計	7,573	78,385	19.8	89.5
建設業	11,707	96,696	24.4	91.1
卸売業	4,663	50,097	12.6	86.1
小売業	7,438	54,022	13.6	90.9
運送・倉庫業	2,224	27,227	6.9	91.9
サービス業	7,094	59,688	15.0	91.2
その他非製造業	3,934	30,523	7.7	97.1
非製造業計	37,060	318,253	80.2	90.9
合計	44,633	396,638	100.0	90.6



業種別代位弁済

(単位:百万円)

区分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食料品工業	11	53	1.8	90.8
機械工業	6	169	5.8	183.3
金属工業	6	47	1.6	59.6
電気機器工業	13	228	7.8	129.2
その他製造業	26	154	5.3	32.7
製造業計	62	651	22.2	74.2
建設業	63	494	16.9	91.3
卸売業	35	470	16.1	69.2
小売業	63	843	28.8	125.6
運送・倉庫業	0	0	0.0	0.0
サービス業	51	387	13.2	66.4
その他非製造業	15	84	2.9	54.9
非製造業計	227	2,278	77.8	71.3
合計	289	2,928	100.0	72.0





IV.経営計画について

第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

福島県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、県内経済動向に的確に対応し、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成27年度から29年度までの3ヵ年間ににおける業務上の基本方針として以下に掲げる項目を重点項目とし、中小企業者の資金調達の円滑化に向けて積極的に取り組むこととします。

① 復興段階に応じた保証の推進

- ① 復興に努力している企業に対しては、震災関連保証制度を活用し、引き続き積極かつ柔軟な対応を行います。特に事業再開する企業を積極的に支援するため、関係機関とも連携しながら適切な制度資金等の推進を図ります。
- ② 「ふくしま復興特別資金」での借換保証を積極的に推進し、中小企業の資金繰り改善に取り組みます。また、同制度の継続を要請していきます。
- ③ 単なる資金繰り支援に止まらず、事業計画の策定支援などの経営支援にも力を入れたいわゆる金融と経営の一体的支援としての「経営力強化保証」や市町村の制度資金の推進に取り組み県内企業の経営力の強化に努めます。
- ④ 「経営者保証ガイドライン対応保証制度」の周知を図りながら、金融機関と連携し適切な対応に努めます。
- ⑤ 復興段階やニーズに応じた有効な保証制度の在り方を検討しながら適切な支援に努めます。

② 利用企業の拡大

- ① 原子力災害に伴い休・廃業を余儀なくされるなど県内の中小企業者が減少し、また、協会利用者数も減少してきているため、起業家及び創業者が利用し易い制度資金の拡充により利用企業者数の拡大に努めます。
- ② 小口零細企業及び資金繰りや経営課題等に悩む中小企業に対し「協会利用のメリット」をPRし、利用拡大を図ります。
- ③ 積極的に企業訪問を行い個々の企業の実情を把握し、企業のニーズに合った「提案型の保証」を推進し利用率の向上を図ります。
- ④ 各種保証キャンペーンを展開し利用率の向上を目指します。

③ 経営支援の充実・強化

- ① 東日本大震災や原子力災害に伴う既存顧客の喪失や風評被害等により震災の影響から脱していない中小企業者や復興需要の鈍化等外的環境の悪化により資金繰り・業績悪化が懸念される中小企業者に対し、二重債務問題や資金繰り不安の解消に向け、関係機関と連携し経営改善を支援します。
- ② 中小企業金融円滑化法施行後、返済緩和の条件変更実施企業が高止まりしているため、関係機関と緊密な連携を図りつつ、経営改善の支援に取り組みます。
- ③ 延滞先や事故先に対しては、関係機関と連携し、早期着手に取り組み企業の実情に即した柔軟で適切な対応を迅速に行い企業の立ち直りの支援に努めます。
- ④ 創業予定者や創業間もない中小企業者に対し、創業時の相談・計画策定支援、及び、開業後フォローアップ支援等を行います。

④ 適切な求償権の管理

- ① 東日本大震災や原子力災害の被災者については、震災後約4年経過するが未だ復興途中であり引き続き被災者に寄り添った柔軟な対応に努めます。
- ② 求償権債務者及び連帯保証人の抱える課題を踏まえ、実態に即した対応を図ります。
- ③ サービサーとの連携を密にし協同で回収促進に努めます。
- ④ 「経営者保証に関するガイドライン」などの公的な施策については、その趣旨に即した対応に努めます。

⑤ 組織力の強化

- ① 公的機関としてコンプライアンスの徹底を図り、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて倫理憲章を遵守し、信頼される協会を目指します。
- ② 個人情報漏えい防止に向けた対応徹底及び、個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底に引き続き取り組みます。
- ③ 事業継続計画（BCP）を制定し、更なる業務機能の維持強化を図ります。
- ④ 様々な取り組みの充実・拡充を図っていくため、財政基盤の強化が不可欠であり、国・県等に対して補助金等の増額、損失補償制度の充実などの財政支援について要望していきます。
- ⑤ 保証業務の他にコンサルティング機能や経営支援機能等も求められており、こうした多様なニーズに応えられる職員を育成するため、資質向上に向けた研修を計画的に実施すると共に、中小企業診断士の養成に努めます。
- ⑥ 次期システム決定に伴い業務全般の見直しが必要となり、内部的に各部署と連携し移行体制を整え、外部的に関係機関への説明と調整を行い移行作業に取り組みます。システムの安定稼働とシステムに携わる部署の人材育成を図ります。
- ⑦ 中小企業者・金融機関・関係団体に協会を身近な存在と感じていただくために対象・目的別に有効な広報手段を戦略的に考え協会の情報発信力の強化を図ります。

平成27年度経営計画

① 業務環境

県内の景気は、平成23年3月の東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興需要に支えられ、公共投資が大幅な増加を続けている他、住宅投資も高水準で推移し、個人消費も雇用・所得情勢の改善などを背景に底堅く推移しており、全体的には着実に持ち直しの動きを続けているが、県内でも地域間・業種間・企業間などにより復興には差が生じてきています。

特に浜通り北部地区は、放射能問題で人口流出や企業活動の制限・休業を余儀なくされているなど厳しい状況が続いており、また、会津地区は、「八重の桜」の効果により観光客の入込数の回復はみられたものの、修学旅行などの団体観光客は風評の影響から震災前までの回復には至っていません。

一方、活況を呈しているのは、復旧・復興に係る公共工事が盛んないわき市など浜通り南部地区や、企業立地補助金などを利用した企業進出が続く郡山・白河地区を中心とした中通り地区などとなっています。

なお、国道6号線の開通により、浜通りの物流や人の流れが回復したことから、復旧・復興のスピード感は増すものと期待されます。

② 業務運営方針

このような状況の中、当協会は、資金繰り支援や中小企業の課題解決に向けた業務推進を行い、利用企業数の減少や条件変更高止まりの状況への対応と復興段階に応じた適切な支援及び行政や関係機関との連携強化を図ることを重点として、金融と経営の一体的支援に積極的に取り組むこととします。

③ 重点課題の取り組み

【保証部門】

(1) 復興段階に応じた保証の推進

- ・ 事業再開する企業を含め、個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援に努め、震災関連保証制度等の推進に取り組めます。特に事業再開する企業に対しては、関係機関とも連携して積極的に支援します。
- ・ 「ふくしま復興特別資金」のメリットをPRし、引き続き推進を図り、中小企業の資金繰り改善に取り組みながら同制度の継続要請にも取り組めます。
- ・ 「ふくしま復興特別資金」の利子補給が終了し全口借換が可能となる事を保証月報等でPRし、利用推進を図ります。
- ・ 復興段階やニーズに応じた有効な保証制度の改正や創設を視野に入れながら適正な支援に努めます。
- ・ 「特別追認」での借換保証や、比較的利用率の高い「ふくしま産業育成資金」や「県信用組合資金」等の推進等でバランス良い保証推進を行います。

(2) 利用企業の拡大

- ・ 創業予定者には、「経営(創業)相談会」を通じ創業時の相談、創業計画策定や創業保証の支援を行い、開業を積極的に支援するとともに、県制度資金で利用率の高い「起業家支援保証」等の限度額アップや市町村に対し「創業資金枠」の新設を要請し起業家及び創業者の利用向上を図ります。
- ・ 商工団体や税理士会・関係団体との連携を密にし、会合等には積極的に出席して「協会利用のメリット」をPRし、保証協会の周知を図りながら利用推進します。
- ・ 企業訪問の際は「協会利用のメリット」によるPRと企業の資金ニーズにあった「提案型の保証」を推進し利用向上を図ります。
- ・ 「新規保証キャンペーン」の他、各種キャンペーンの企画充実を図り、利用企業数・利用金額の向上を図ります。

- ・ 県内金融機関の若手行員を対象とした「保証業務研修会」を実施し、保証制度の理解、習得を通して金融機関からの利用拡大を図ります。

(3) 政策保証の推進

- ・ 「経営力強化保証」を活用した金融と経営の一体的支援と市町村制度資金の推進を図り、県内企業の経営力の強化に努めます。特に「県経営力強化保証」は保証料率が低く、利用するメリットがある事をPRし積極的に推進を図ります。
- ・ 市町村制度資金については、引き続き制度の拡充等を要請していきます。
- ・ 「経営者保証ガイドライン対応保証制度」については各種会議・保証月報等で制度の概要・取扱いの注意点等を説明し周知に努め、金融の円滑化に取り組みます。

【期中管理部門】

(1) 再生支援の強化

- ・ 東日本大震災や原子力災害に伴う既存顧客の喪失や風評被害等により震災の影響から脱していない中小企業者の再生を図るため、「福島産業復興機構」・「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、「二重債務問題」解消に引き続き積極的に取り組みます。
- ・ 経営再建の見通しのある中小企業者には、「福島県中小企業再生支援協議会」・「地域経済活性化支援機構」等と連携し、再生支援に取り組みます。
- ・ 再生支援を行った企業には、金融機関等と連携し、モニタリングによりフォローアップを行い、継続して経営改善の後押しをします。

(2) 期中支援の強化

- ・ 復興需要の鈍化等外的環境の悪化により資金繰り・業績悪化が懸念される中小企業者には、必要に応じ「外部専門家派遣事業」や「経営改善計画策定支援事業」等を活用しつつ、経営改善の支援に積極的に取り組みます。
- ・ 中小企業金融円滑化法施行後、返済緩和の条件変更を繰り返している中小企業者には、「経営安定化支援事業」を活用した「外部専門家派遣事業」などにより経営改善や返済正常化の支援に積極的に取り組みます。また、「経営サポート会議」を活用して、金融機関等関係者との連携を密にして、速やかな経営改善の実施に繋がります。
- ・ 保証利用率の高い大口保証先の実態把握に努めると共に、特に保証残高の多い先や経営改善支援の必要な先に対し、企業訪問を行い経営支援に努めます。
- ・ 延滞先や事故先には、早期着手による正常化に取り組むと共に必要により関係機関と連携し経営改善に取り組みます。
- ・ 経営課題を抱える中小企業者のため、引き続き「経営(創業)相談会」を開催し、経営課題解決の支援を行います。
- ・ 「セーフティネット5号保証」、「ふくしま復興特別資金」、「経営力強化保証」や「経営改善サポート保証」の保証利用先に対するモニタリングを継続実施して、業況確認を行い、必要に応じて経営支援を行います。
- ・ 「McSS」経営診断の情報提供を行い、中小企業者の経営力向上を図ります。

(3) 創業支援の強化

- ・ 創業間もない中小企業者には、「経営(創業)相談会」や企業訪問により、開業後のフォローアップを積極的に行います。併せて、創業者のニーズを汲み取り、フォローアップ体制を充実させます。

(4) 連携支援の強化

- ・ 「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を福島県と共催し、構成員(金融機関等)との連携を強化します。
- ・ 地方公共団体、中小企業支援機関(商工会議所・商工会等)、中小企業診断協会や税理士会等との情報交換や連携を密にし、中小企業者に対する支援策の充実や効果的な活用を図ります。

【回収部門】

(1) 被災者への対応

被災者に対しては情報収集に努め、被災者に寄り添ったきめ細やかな対応と継続した折衝により回収促進を図ります。

(2) 早期回収の着手

無担保求償権や第三者保証人のいない求償権が増加しており、期中管理段階から資産・所得等の情報取得に努め、代位弁済後に速やかに弁済計画の確認、弁済誓約書の徴求を行い定期回収の底上げを図ります。

(3) 実情に即した適切な回収方針

無担保求償権と有担保求償権、事業継続先と廃業先など求償権先の実態を把握し、無担保求償権については減免完済や一時金弁済による保証免除等による一括弁済の促進を図り、事業継続先については経営支援室と連携し「求償権消滅保証」などの支援により回収の最大化を図ります。

(4) サービサーの有効活用

協会とサービサーの合同会議や担当者の出向打合せ及び通常業務を通して、サービサーにおける求償権回収の進捗状況の把握に努め、綿密な連携により共同で回収促進を図ります。

【コンプライアンス部門】

(1) 法令等遵守の推進

- ・ コンプライアンス・プログラムを策定し、継続して法令等の遵守に努めるとともに実施状況の検証を行い、必要な改善に取り組みます。
- ・ 個人情報漏えい防止のための対応と個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底を図るための研修に取り組みます。

(2) 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止

- ・ データベースの適正活用を図ります。
- ・ 発生事案の検証と適切なフィードバックを行います。
- ・ 警察等関係機関との連携を強化します。

(3) 災害時における事業継続のための強化

- ・ 事業継続計画(BCP)の制定に向けた情報収集に取り組みます。

【その他間接部門】

(1) 人材の育成

中小企業診断士の養成の他、多様なニーズに応えられる職員の育成や女性職員の積極的な研修への参加と若手職員の育成、管理職のマネジメント能力向上のための研修に取り組みます。

(2) 財政基盤の強化

様々な保証を通じた金融支援や経営改善支援、創業支援の取り組みの充実・拡充を図って行くために、国及び福島県に対して補助金等の増額や損失補償制度の充実などの財政支援について継続して要望していきます。

(3) 現行共同化システムの安定稼働とシステム開発の円滑な対応

現行システムの信頼性確保と安定稼働に向け、システム開発の依頼先並びに同一ユーザー協会との情報の共有化を図り、システムの円滑な運用に努めます。

(4) 次期システムの移行作業

次期システムの移行体制を整え、移行スケジュール管理を徹底し、移行の調査・洗出し・分析・解決策・要領見直し等作業に取り組みます。

(5) 情報発信力の強化

- ・ 月報やホームページなど既存の広報手段の見直しやリニューアルに取り組みます。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞などのメディアを活用した広報活動に取り組みます。
- ・ 中小企業者や商工会議所等関係団体向けに講演会や説明会等を企画し、協会利用のメリットなどの広報に努めます。

④ 事業計画

平成27年度の保証承諾等の主要業務数値計画は以下のとおりです。

(単位:百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	120,000	92.3
保証債務残高	370,000	88.1
代位弁済	5,000	62.5
実際回収	1,500	81.1

※実際回収とは、元金及び損害金の回収をいいます。

平成26年度経営計画の業務実績評価報告

福島県信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき運営されている公的機関として、「信用保証」機能を通じ中小企業金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

今般、平成26年度経営計画の業務実績についての評価を行うにあたっては、「復興支援に向け適切な業務運営を行ったか」と「効果的・効率的役割を果たしたか」の二つの視点から実施し、後藤康夫福島大学教授、尾形克彦公認会計士、初澤敏生福島大学教授により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえて、次のとおり評価報告書を作成しましたので、ここに公表いたします。

重点課題への取り組み

平成26年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況は、以下のとおりです。

① 保証部門

(1) 復興を重視した保証の推進

国や県の復興支援策に呼応し、復興への確かな実感と、その先の道筋が明確となるよう「震災関連保証」・「特別追認」等各種保証制度を活用し積極的な保証推進を行いました。特に「ふくしま復興特別資金」での借換保証の推進を重点目標とし、保証業務協議会、保証月報等で利用推進しました。また、企業訪問の際は「協会利用のメリット」の説明や「各種保証制度」の紹介を行いました。その結果、平成26年度の保証承諾は123,197百万円と前期比件数104.6%、金額120.4%と増加しましたが、企業の資金繰りが落ち着いている事により、年間計画である保証承諾130,000百万円の達成には至りませんでした。

(2) 政策保証の推進

(ア) 「経営力強化保証」については保証業務協議会、保証月報での推進に加えて、下期の地元3行本部との保証業務推進協議会でも保証推進を図りましたが、保証承諾は50件、714百万円で、目標の100件、20億円には届きませんでした。

金融と経営の一体的取組みを推進するためにも、今後は、さらに制度利用のメリットをPRしていく必要があります。

(イ) 「県・市町村制度資金」については、「ふくしま復興特別資金」での借換に申込が集中し、全般的に利用は低調でしたが、「県短期」・「県長期」は目標の100億円に対して96億円、「県産業育成資金」は目標30億円に対して28億円の保証実績となりました。

(3) 経営実態に応じた保証の推進

CRD(中小企業の財務・非財務情報、デフォルト情報)を活用した「審査支援システム」により、審査の効率化、適正化を図ると共に、積極的に企業訪問を行い、経営実態を把握し、「McSS」(中小企業経営診断システム)を活用した経営効率化のアドバイスを行い、経営実態に応じて借換保証や特別追認の利用等を提案しました。

(4) 利用企業の拡大

(ア) 県内の中小企業者数が大幅に減少したため、企業浸透率が33.2%となり目標としていた30%を達成した形となりましたが、利用企業者の減少も続いており、利用企業の維持・拡大に努力しました。具体的には中小企業者へ企業訪問を行い保証利用を推進し、金融機関に対しては「新規企業保証キャンペーン」の継続実施や前年に引き続き金融機関若手行員を対象とした第2回の「保証業務研修会」を実施し、保証利用拡大に努力しました。その結果、1,394企業の新規先を獲得しました。

しかしながら代位弁済企業を含め減少企業が2,391企業あり、結果として利用企業者数は19,534企業となり、前年に比べて997企業減少しました。今後は、関係機関との連携強化を図りながら、企業訪問の際には「各種保証制度」のPRだけでなく「協会利用のメリット」を活用し「協会は保証後も中小企業を無料でフォローする」、「創業者を積極的に支援する」等を丁寧に説明して利用企業の増加に努めます。

- (イ) 経営支援室においては、前年度 7 回開催した「経営相談会」を 12 回に増やし、ホームページのほかチラシを作成し関係機関へ配布し、創業予定者へも広報する等、実施方法の見直しにより 92 企業が来店し、そのうち 59 企業が保証承諾に繋がりました。創業予定者も 11 企業が来店し、うち 7 企業が保証承諾となり、相応の効果がありません。

② 期中管理部門

(1) 経営相談の強化

2 年目となる「経営相談会」について、県内 6 か所で計 12 回と開催数を増加し(前年度県内 6 か所、計 7 回開催)、92 企業からの相談があり、経営課題に対して親身に対応しました。その結果、相談企業のうち、14 企業に対して専門家を派遣するなど、課題解決の一助を担いました。

また、本店・支店に経営支援担当者 10 名を配置し、延べ 214 企業について直接訪問や窓口相談により経営支援に努めました。

被災中小企業者に対する支援強化として、経営支援室に「浜通り地区専任担当者」1 名を配し、窓口や金融機関と連携、累計 110 企業に訪問し、実態把握と経営支援に努めました。

(2) 期中支援の強化

大口保証先(保証債務残高 50 百万円以上)のフォローアップとして、金融機関に対し決算書の提出を依頼し、上期 593 企業、下期 658 企業の決算書を受領し CRD 入力、決算状況の把握に努めました。

その中で、CRD カテゴリが低い先などから上期 52 企業、下期 54 企業、計 106 企業を抽出しフォローアップシートを作成、経営支援が必要と判断した 50 企業について直接訪問し、現況把握と経営支援に努めました。

経営支援室が直接関与する重点支援先として協会利用率の高い 12 企業を選定し、直接訪問の上、経営課題等についてのヒアリングを行うなど経営力強化に向けた支援に努めたところ、継続的な相談や専門家派遣を活用したい等の意見を受けました。相談後、専門家派遣を 1 企業、経営サポート会議を 3 企業が利用しました。

企業訪問時や経営相談に訪れた 231 企業に対し、「McSS」による簡易診断、経営情報の提供を行い、事業者の経営力向上に努めました。

モニタリングは、セーフティネット保証及び東日本大震災復興緊急特例保証利用先が延べ 2,768 企業(上期 1,386 企業、下期 1,382 企業)、経営力強化保証利用先が 75 企業について、金融機関からの業況報告書の提出により現状を確認しました。

また、「中小企業金融円滑化法」終了後の対応として、期間延長の条件変更 2,233 件、15,571 百万円(前期比 100.8%)、返済方法変更 2,794 件、39,049 百万円(前期比 93.3%)を承諾するなど、引き続き弾力的な対応を行い、経営改善への取り組みを支援しました。

さらに、年度途中からの新たな取り組みとして、税理士・金融機関等の認定支援機関が行う経営改善計画の策定支援などに対する、事業者の自己負担に係る一部補助制度を創設し、22 件の申請を受け付けました。

(3) 再生支援の強化

- (ア) 二重債務対策として、「福島県産業復興相談センター・福島産業復興機構」や「東日本大震災事業者再生支援機構」からの債権買取等要請に対し、33 企業について債権譲渡等の支援を実行しました(前年度実績は 30 企業)。なお、相談継続は 12 企業となっています。

債権譲渡等の支援により対象企業の実質金利負担の軽減を図り、資金繰りが改善されたほか、対象企業に従事する 386 名の雇用維持が図られました。

また、債権譲渡後の資金需要についても 33 件中 8 件については新規保証を行い、復興に向け積極的な対応を行いました。

- (イ) 「福島県中小企業再生支援協議会」の支援の下、作成した再生計画に基づきリスケジュールによる資金繰り支援を 28 企業、第二会社方式による実質求償権放棄・求償権消滅保証による支援を 3 企業対応し、中小企業金融円滑化法終了後の資金繰りに窮する企業の事業再生にも積極的に取り組みました。

「うつくしま未来ファンド投資事業有限責任組合」を活用した支援として、当協会利用先 1 企業に対し、債権買取の支援を行いました。

中小企業診断士の資格を有する当協会職員を活用した求償権消滅保証の為の再生計画策定支援・モニタリングについては、代位弁済が低調であったこと、震災に伴う二重債務に苦しむ企業が債権買取を活用したこと等の理由から、策定支援を行った企業はなかったものの、既存支援先 1 企業に対しモニタリングを実施しました。

(4) 連携支援の強化

「福島県中小企業診断協会」との連携による、専門家を協会負担で3回まで派遣可能な制度により、12企業に対し、年度内に27回(前年度は4企業に対し、年度内9回)派遣しました。中小企業庁が取り組む「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」に係る地域プラットフォームに参加し、支援ポータルサイト「ミラサポ」による、全国の各種専門家の派遣制度を活用し、14企業に計23回(前年度は6企業に計6回)の専門家派遣を実施しました。経営改善が必要な先へ専門家派遣の利用を積極的に働きかけた結果、利用は増加し企業の課題解決促進に寄与しました。

「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を6月に開催し、構成員である金融機関等と各種施策等の情報共有を図るなど、連携の強化に努めました。

また、個別事業者を支援する枠組みである「経営サポート会議」について、複数の金融機関との調整に要するコストや時間など、事業者の負荷を低減し、関係者が迅速に事業者の支援に向けた方向性について意見交換ができることから、経営支援のツールの一つとして利用を促しました。その結果17企業に対し19回開催し(前年度は8企業に対し10回開催)、利用企業の経営改善を促進しました。

③ 回収部門

(1) 早期回収の着手

平成25年度から代位弁済部門と回収部門を統合したことにより、代位弁済審査時点からの情報共有が図られ、また、福島営業店・各支店回収担当者と連携しながら初動調査を充実させ、債務者・保証人の実態を的確に把握し、回収手段、実施時期等について充分検討した上で早期着手とその後の進行管理に努めました。

一方、代位弁済は金融円滑化法終了後においても金融機関と協調し、企業の実情に応じた親身な対応に努め、更に関係機関と連携した経営支援にも努めた結果、二重債務に係る債権買取の代位弁済が1,099百万円(前期比90.8%)に対し、通常代位弁済が1,829百万円(前期比64.0%)、全体でも2,928百万円(前期比72.0%)と大幅に減少したことから、当年度代位弁済からの元本回収は278百万円(前期比50.3%)、回収率も9.50%(前年度13.6%)と低調でした。

(2) 回収目標額の設定及び管理

福島営業店・各支店別に回収目標額を設定した上で、管理統括課と各店回収担当者及びサービサーとの合同会議を上期と下期に開催し、また、管理統括課担当者が営業店・支店に出向き目標額の確認や進捗状況の管理と回収方針の検討及び問題点の解消など回収戦略の徹底を図り回収の最大化に努めた結果、任意弁済等の回収が349百万円(前期比120.5%)と伸びましたが有担保求償権の減少等で担保処分による回収が277百万円(前期比60.2%)と大幅に減少したことから回収計画(元損)1,850百万円に対し、実績は1,494百万円(前期比88.5%、計画比80.8%)と下回りました。対債務者回収率(前年度末求償権残高+当年度代弁分に占める回収額)は、元本ベース1.81%(全国平均1.32%)、元損ベース1.94%(全国平均1.38%)と全国平均を上回りました。

なお、債権買取を除いた通常回収(元損)は1,216百万円(前期比96.6%)、対債務者回収率は1.58%となりました。

(3) 無担保求償権の回収促進

無担保求償権及び実質無担保求償権については、積極的にサービサーへ委託するとともに合同会議やヒアリング等を通じ相互協力のもと、債務者・保証人の資産状況等の把握に努め対応した結果、減免による完済が69件、279百万円(前期比173.5%)となり、債権買取を除いた無担保回収額(元損)は916百万円(前期比116.8%)と増加しました。

なお、サービサーへの委託状況は平成21年度以降の代位弁済減少傾向に加え、当年度の債権買取を除いた通常代位弁済が前期比64.0%と減少したことから60企業(前期比64.5%)、152件(前期比53.7%)、1,279百万円(前期比47.9%)と前年を大幅に下回りました。

(4) 不動産担保のある求償権の回収促進

不動産担保のある求償権については、適時見直しを行い時期や処分方法等を検討しながら不動産処分に努めましたが、不動産担保のある求償権自体の減少と残担保物件が小口であることや地域間で不動産需要に差があることなどから売却が思うように進まず、競売・任意売却を合わせた不動産処分による回収額は277百万円(前期比60.2%)と前年を下回りました。

④ コンプライアンス部門

法令等遵守の推進

公的保証機関としての社会的責任を果たすため、役職員が倫理憲章等を共有し誠実かつ公正な事業活動を遂行すると共に、コンプライアンス・プログラムの実施と検証により法令等の遵守に努めました。

また、個人情報保護法への対応として、継続した検証により適正な情報管理と情報漏洩の防止に努めました。

① コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員に周知を図り、コンプライアンス委員会、担当者会議、研修会等により法令等の遵守を継続して推進しました(委員会 7 回、担当者会議 1 回、研修会 4 回開催)。

② 法令等の遵守と個人情報保護法の対応については、実施状況の検証を行い過誤の防止に努めました。他業界の情報流出事件を踏まえ、個人データ管理関係者会議を 2 回開催して、管理責任者・管理者の役割再確認と職員への周知など改めて個人情報保護法等の遵守について徹底を図りました。

また、全部署で引き続き個人データ管理体制の強化に努めました。

③ 反社会的勢力との対応については、データベースの活用により不正利用や詐欺的行為の未然防止に努めました。

また、反社会的勢力との対応マニュアルの周知徹底や関係機関との連携により、反社会的勢力への対応を強化しました。

④ コンプライアンス・チェックシートにより、コンプライアンスの行動、浸透状況についての確認を行い、更なる職員の認識向上に努めました。

⑤ 保険料の未払い並びに保証料の過収が発生し、監督官庁へ報告を行いました。併せて、再発防止のため事例を会議・研修会等でフィードバックし、注意の喚起を図り再発防止に努めました。

⑥ コンプライアンスについての研修は、階層別、職能別による研修会において実施し啓蒙を図りました。(新入職員研修会、初級職員研修会、中級職員研修会、上級職員研修会、各々 1 回開催)。

⑦ 内部検査を行い不正過誤の防止に努め、指導した事項については会議でフィードバックし注意の喚起を図りました。

また、コンプライアンスに関するアンケートを実施し更なる職員の認識・意識の向上に努めました。

⑤ その他間接部門

(1) 組織力の向上

平成 26 年 4 月に、職員の意欲向上・意識改革・人材育成を図り、協会を取り巻く環境変化に対し迅速・柔軟に対応できる体制を構築し組織力を向上させていくため、各部署における業務改善の推進を図ることを目的に「業務改善推進制度」を創設し、全体で 32 件の実施報告がありました。

また、平成 26 年 9 月に、事務の効率化を図ることを目的に「文書管理改善検討チーム」を設置し、職員から出された意見・要望について検討し、グループウェアと文書管理システムの有効活用及び運用方法の見直しや各種定型様式の見直し等を実施しました。

平成 26 年 4 月に 65 周年を迎えたのを契機に、情報発信力の強化を図る目的で「戦略的情報発信推進委員会」を設置し、戦略的広報を検討、同年 12 月にシンボルの事業として「記念講演会」を開催しました。

(2) 人材の育成

中小企業診断士については、3 名に対して外部集合研修等を受講させ内 1 名が一次試験に合格しました。信用保証業務検定には、上級 2 名・中級 3 名・初級 1 名の合計 6 名が合格し、目利き力の向上を図りました。外部研修では、保証業務 6 名、管理業務 3 名、経営支援業務 3 名の職員を受講させ、資質向上に努めました。また複数業務担当が可能となるよう、内部研修や外部研修を通じて広範な業務内容を習得させ、職員の育成を図りました。

(3) 財政基盤の強化

国及び県に対して財政支援を要望した結果、国から信用保証協会等基金補助金による制度改革促進基金の交付を受けました。また県からは新たに「ふくしま復興特別資金」の損失補償を認められると共に、その他既存制度の損失補償や福島県制度資金利活用推進事業による補助金も継続することができました。

(4) 広報活動の充実

協会利用のメリットや各種制度の PR、経営相談会や補助事業制度など経営支援に関すること、社会貢献の一環としての一斉清掃活動の実施などを保証月報やホームページに掲載するなど積極的な広報活動に努めました。また 65 周

年記念講演会を実施し県内各地の中小企業者、金融機関、他関係団体を招き当初見込みを上回る 230 名程の参加を得、当協会を身近な存在と感じて頂きました。

なお、当協会に対する中小企業者の認知度はいまだ低いことから、それを高めていくための広報活動を検討し実現化を図っていくこととします。

(5) 「郡山支店」の移転

平成 26 年 10 月、郡山商工会議所会館が完成、同年 11 月 25 日から同会館内の新事務所で業務を開始しました。これにより中小企業者の利便性が向上しました。

(6) 共同化システムの安定稼働とシステム開発の円滑な対応

東北各県との情報共有化を図り、システムの不具合もなく、新設保証制度のシステム対応もでき、全体として円滑なシステム運用を行うことができました。

(7) 次期システムの継続検討及び決定

次期システムについては、次期システム検討委員会で検討を重ねた結果、東京信用保証協会等 5 協会が開発した「5 協会共同システム」に決定し、平成 27 年 1 月 13 日に覚書を締結しました。その後、移行推進本部を設置し移行準備にとりかかりました。

(8) 被災によるシステム障害に備えてのネットワーク構築

本店被災に備えサーバ二重化によりバックアップ運用を実施、また、本店回線の障害に備え回線の二重化を実施し、本店不通時でも各支店でのオンライン利用を可能にしました。

外部評価委員会の意見等

3.11から4年目の平成26年度は、「緊急時」の一区切りの年と言えます。最初に、県内の経済状況をどう見るかから始めることとします。いろいろな指標が最悪となった3.11の年を基準にしてみると、震災や原発事故に関わる補助金・賠償金により企業の資金状況・経営状況は、数字の上では好転しているように見えます。しかし長期的に見てみると、そもそも福島県は3.11以前から少子高齢化や後継者不足による商店街の空洞化など、厳しい状況にあったことを念頭に置いておくことが必要です。「好転」とはいうものの、地域間、業種間、企業間に大きな格差があるのが実情です。例えば、地域別に見てみると、浜通りのいわき地域や中通り地域は復旧・除染工事で建設業には活況が見られますが、これが逆に労働力不足を引き起こし復興の足をひっぱる要因へ転化するなど、複雑です。他方、同じ浜通りでも、原発事故により3.11のままとなっている地域があり、また相馬地域は人口減をはじめ経済規模縮小など厳しく、そして会津地域はもともと少子・高齢化が急速に進行していたところにあらたに風評被害が加わるなど、それぞれ深刻な事態が続いています。

このような「短期的には復旧・除染特需、長期的には深刻」という状況に対し、保証協会は「復興支援に向け適切な業務運営を行ったか」、「効果的・効率的役割を果たしたか」について、今回、検証しました。

一点目は、復興支援の取り組みを見てみます。復興段階に応じた各種保証制度の推進、なかでも「ふくしま復興特別資金」で多くの借り換え需要に応じ、企業の財務体質改善に貢献したことは、評価されます。また、相談体制を充実させ、とくに「浜通り地区専任担当者」を配したことや二重債務対策にも取り組んでいることは評価されます。

二点目は、中小企業者に対し協会の方策が有効であったかを見てみます。利用拡大を図るべく中小企業や金融機関への働きかけなどの努力は認められますが、とくに福島県の場合は、3.11が契機となり廃業するなど、利用企業者数が減少することは止む得ない面があります。今後は、創業者支援や再生支援など「サポート機能」を強化していくことが重要となります。その点で、今回「金融と経営の一体的支援」を前面に押し出したことは、まことに適切であると評価されます。より良い成果を上げられるよう、大いに期待します。

三点目は、変化の激しい時代に対応して、組織力や人材育成にどのように取り組んできたのかを見てみます。あらたに「業務改善推進制度」を設け、職員の意欲向上や創意工夫を促し組織力の向上を図っていること、また業務の実務だけではなく、「利用者が求めるコミュニケーション能力」も高めるような研修を取り入れるなど、意欲的な取り組みが見られます。

最後に、原発事故を抱えた福島県では、多様で複雑な問題解決に向けた取り組みが長期的に必要であり、そのなかで保証協会に求められる役割を積極的に果たし、中小企業の未来が切り拓かれ、県内の復興前進・経済活力の創出に繋がっていくことを期待するものです。



V.保証利用のご案内

ご利用になれる保証の限度額

	個人・法人	組 合
一 般 保 証	2億円	4億円
無 担 保 保 証	8,000万円	8,000万円
無 担 保 無 保 証 人 保 証	1,250万円	1,250万円

- ① 東日本大震災復興緊急保証は、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ② セーフティネット保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ③ 災害関係特例保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。ただし、①②③は合わせて無担保で1億6,000万円、総枠で5億6,000万円です。また、②と③は総枠で2億8,000万円以内です。
- ④ 特定社債保証については、セーフティネット保証を除く一般保証、無担保保証、災害関係特例保証と東日本大震災復興緊急保証と合計で5億円が限度となります。
- ⑤ 流動資産担保融資保証は、他の保証と別枠でご利用できます。
- ⑥ 無担保無保証人保証は、他の保証と併用することはできません。
- ⑦ その他、公害防止・エネルギー対策・新事業開拓・海外投資関係保証等で上記保証の限度額とは別に取扱できる保証もありますので、各支店にお気軽にご相談ください。

保証をご利用になれる方

個人事業者及び会社・組合等法人事業者であって、次の資格要件にあてはまる方が、ご利用になれます。
なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象となりません。

住 所 ・ 営 業 実 績

個人の場合は住居または事業所を、法人の場合は本店または事業所を、福島県内に有していること。
営業年数は問わず現に事業(保証対象業種)を営んでいること。
なお、制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

資 本 金 ・ 従 業 員 数

事業の規模(資本金・従業員数)が次の条件にあてはまること。

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 等 (建 設 業 、 運 送 業 等)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
小 売 業 (飲 食 店 を 含 む)	5千万円以下	50人以下
医 業 を 主 と する 事 業 と する 法 人	—	300人以下

ただし、次の政令特例業種については次のとおりとなります。

政 令 特 例 業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 〔自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。〕	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下

- ※ 従業員は、常時使用する従業員数となります。なお、個人の場合の事業主と同一生計にある三親等以内の親族、法人の場合の役員は、常時使用する従業員数には含まれません。
- ※ 法人は、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。
- ※ 個人については、常時使用する従業員数の条件を満たす方です。

資 金 使 途

保証の対象となる借入金の資金使途は、事業経営に必要な運転資金又は設備資金などの事業資金であることが必要となります。
生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となりません。

保証対象業種

中小企業者であればほとんどの業種が対象となります。

ただし、農林漁業(一部対象業種あり)、性風俗関連特殊営業、サービス業の一部、金融業及び宗教法人・学校法人・非営利団体等は保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

1. 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
2. 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申出があった場合

担保

担保は必要な場合があります。

責任共有制度

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様に対するより一層の支援を行うことができるようにすることを目的に平成19年10月1日より導入されました。

「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれか一方の方式を選択、採用することになっています。いずれの方式においても金融機関の負担割合は同じです。

なお、金融機関の採用した方式がいずれであっても、ご利用になる中小企業の皆様にご負担いただく信用保証料は同じです。

負担割合

原則として、保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

保証協会80%	金融機関20%
---------	---------

責任共有制度の対象

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部対象から除外される保証制度があります。対象外となる保証は、従来同様、協会の100%保証となります。

【責任共有制度の対象外となる主な保証】

- ・ ※小口零細企業保証(「全国小口」)
- ・ 福島県小規模企業支援資金融資保証(上記制度に準拠して創設された県制度、「県小規模」)
- ・ 無担保無保証人制度(特別小口保険に係る)保証
- ・ 経営安定関連保険(セーフティネット) 1号～6号に係る保証
- ・ 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保険に係る保証
- ・ 災害関係特例保証、東日本大震災復興緊急保証

※責任共有制度導入にあたり対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。

保証限度額 : 1,250万円(既保証残高を含む)

対象事業者 : 常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の個人及び法人等

保証料について

保証をご利用いただく場合には、その保証金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の保証料をお支払いいただくことになります。いただいた保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営していく上で必要な費用に充当されます。

保証料率体系

保証料率は、従来は一律でしたが、保証料率の弾力化に伴い、ご利用される中小企業の皆様の経営状況に応じ次の9段階に区分された保証料率体系となり、責任共有制度の対象となる保証には責任共有保証料率が、対象外となる保証には責任共有外保証料率がそれぞれ適用されます。

ただし、セーフティネット(経営安定関連)保証や流動資産担保融資保証等の特別な保証については、例外として政策的に配慮された一律の保証料率が適用されています。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%) (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率(%) (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。保証書、保証料計算書等への表示は「責任共有保証料率」として表示しています。

注)責任共有外保証料率は、保証委託額(100%保証ですので、貸付金額と同額となります)に対する率です。表示上は、単に「保証料率」とのみ表示することとしています。

注)特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証のことをいいます。

注)県・市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

料率区分の決定

適用する料率区分は、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用し、お客様の財務内容を総合的に評価し決定しています。

「CRD」とは、経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより中小企業金融の円滑化を支援することを目的に平成13年に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

現在は、非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

割引制度

保証料率は、財務内容の評価だけでなく、一定の定性要因(非財務要因)も加味し決定します。現在の割引制度は次のとおりで、最大で0.25%の割引が適用されます。

- | | | |
|---------------------------|-------|----|
| 1.会計処理に関する割引(全国统一割引制度) | 0.1% | 割引 |
| 2.会計参与設置に関する割引(全国统一割引制度) | 0.1% | 割引 |
| 3.有担保保証に対する割引(全国统一割引制度) | 0.1% | 割引 |
| 4.社会貢献企業に対する割引(当協会独自割引制度) | 0.05% | 割引 |

主な保証制度のご案内

中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、豊富な「保証メニュー」を取り揃えております。

さらに、中小企業者の金融円滑化・金融費用負担軽減策として、福島県及び市町村が財政措置を講じ実施している保証制度もあります。

主な保証制度を掲載しますので、ご参照ください。

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
通常の運転・設備資金に	普通保証	2億円(組合4億円)	必要な期間	年0.45～1.90%※
	無担保保証	8千万円	原則5年以内	①③④適用
大口資金を反復・継続的に	当座貸越根保証	2億8千万円	1年間もしくは2年間	年0.39～1.62%※ ①③④適用
小口資金を反復・継続的に	事業者カードローン 当座貸越根保証	2千万円	1年間もしくは2年間	(無保証人 年0.90%※ ②④適用)
小規模事業者の方の資金調達に	県小規模企業支援保証	1,250万円 (但し、既存保証額と合算して1,250万円)	運転 7年以内 設備 10年以内 (無保証人 5年以内)	年0.35～1.30%※ ①③④適用 (無保証人 年0.90%※ ②④適用)
手形借入・割引を継続的に	根保証(一般) 根保証(手割)	2億円	1年以内	(一般) 年0.45～1.90%※ ①③④適用 (手割) 年0.39～1.62%※ ①③④適用
直接金融による資金調達に	中小企業特定社債保証	4億5千万円 (発行価額限度5億6千万円)	2年～7年 (年単位)	年0.45～1.90%※ ②③④適用
売掛債権及び棚卸資産による資金調達に	流動資産担保融資保証	2億円 (借入限度2億5千万円)	根保証 1年間 個別保証 既発生債権 6カ月以内 将来債権 1年以内	年0.68%※ (県短期併用 年0.60%※) ②④適用
借換による資金繰りの改善に	借換保証	2億8千万円 但し、中小企業信用保険法第2条第5項第6号認定に係る限度額は 3億8千万円 (組合4億8千万円)	保証付既往借入金返済資金の他事業資金経営安定関連保証での借換は原則として10年以内その他は借換後の保証に対応する制度の取扱に準ずる	利用する各制度に定める料率・割引適用 セーフティネット併用 1～6号年0.80%※ 7～8号年0.75%※ ②④適用
	県経営環境改善保証	5千万円	15年以内	年0.45～1.60%※ ①③④適用 セーフティネット併用 年0.70%※②④適用
有利な事業資金の調達に	県長期安定保証	運転 5千万円 設備 1億円 (併用する場合は1億円)	10年以内(ただし、土地・建物を取得する場合15年以内)	年0.45～1.60%※ ①③④適用 セーフティネット併用 年0.70%※ ②④適用
	市町村合理化資金等保証	市町村の定めにより 3百万円～3千万円	市町村の定めによる	市町村の定めにより 年0.15%～1.90%※ ①～④適用
海外直接投資に	海外投資関係保証	2億円(組合4億円)	10年以内	年1.15%※ ②③④適用

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	促進法の承認、旧創造法の認定、産業再生法の承認等、特許等を有する方5千万円 それ以外の方2千万円 (但し創業者については、自己資金の5倍を限度)	10年以内	年0.25～1.25%※ ①③④適用
	創業関連保証	1千万円(支援創業関連保証1千5百万円) 再挑戦支援保証と合算して1千万円、再挑戦支援保証及び支援創業関連保証と合算して1千5百万円、さらに創業等関連保証併用で3千万円 (但し、無担保保証も利用した場合、4制度合計で8千万円)	10年以内	年0.85%※ ②④適用
	創業等関連保証	1千5百万円 他の保証と合算した限度額は創業関連保証に同じ(但し、事業を営んでいない個人の創業者については自己資金額を限度)	10年以内	年0.90%※ ②④適用
取引先の倒産、業界不振または災害による経営の安定に	セーフティネット(経営安定関連)保証 (経済産業大臣が指定した認定要件1～8号のいずれかの認定を受けた方)	1号～5号及び7号～8号 2億8千万円 (組合 4億8千万円) 6号 3億8千万円 (組合 4億8千万円)	運転 10年以内 設備 20年以内	1～6号年0.80%※ 7～8号年0.75%※ 県短期・県長期併用 年0.70%※ ②④適用
経営の安定または災害による事業再建、経営の安定に	県緊急経済対策資金 融資保証	・ 外的変化対応資金 運転 5千万円 設備 7千万円 (併用する場合は7千万円)	10年以内	年0.35%～1.35%※ ①③④適用
		・ 経営安定特別資金 (経営安定関連5号の認定を受けた方) 5千万円	10年以内	年0.70%※ ②④適用
		・ ふくしま復興特別資金 復興枠 8千万円	15年以内	年0.50%※ ②④適用
		激基対策枠 8千万円	10年以内	
事業の成長・発展のために	ふくしま産業育成資金	5千万円	10年以内 (一部15年以内)	年0.35%～1.35%※ (一部年0.05%～1.05%※) ①③④適用 国の特別制度併用 年0.65%※ ②④適用

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
災害による事業再建、経営の安定に	災害関係保証 (事業用資産に被災を受けた罹災証明書を有する方)	・災害関係保証(東日本大震災)(平成28年3月31日貸付実行分まで) 適用地域:全国 無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	10年以内	年0.70%※ ②④適用
	東日本大震災復興緊急保証 (市区町村が発行する罹災証明書・書類を有する方)	無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	10年以内	年0.70%※ ②④適用
経営力の強化を図るために	経営力強化保証	無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって保証協会付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内	責任共有 年0.45～1.75%※ ①③④適用 責任共有対象除外の場合 年0.50～2.00%※ ②③④適用
	福島県経営力強化保証	5千万円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって保証協会付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内	責任共有 年0.35～1.25%※ ①③④適用 責任共有対象除外の場合 年0.40～1.40%※ ②③④適用

保証料率の※は、①「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して計算書類を作成したことを確認できる中小企業者、または「会計参与」を設置している中小企業者は年0.1%、②「会計参与」を設置している中小企業者は年0.1% (①の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用がない制度)、③有担保保証は年0.1%、④福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%、それぞれ表示料率より最大で0.25%引き下げられます。





VI.経営支援業務について

東日本大震災及び原子力災害後、二重債務問題の解消や経営改善の支援に積極的に取り組んできましたが、長引く風評被害等の影響により、業績が未だ震災前の状況に戻らない企業が多く見られています。こうした中、復興需要の鈍化等、外的環境の変化等に伴い、業績低迷や資金繰りに支障をきたす中小企業者が想定されるため、地域の中小企業支援機関と連携を深めつつ、経営改善の支援に取り組む必要があると考えています。

また、中小企業金融円滑化法施行後、高止まりしている条件変更先には、関係機関と連携し経営改善に取り組むとともに、必要に応じて経営力強化保証等の活用を織り交ぜつつ正常化に取り組む必要があります。倒産や代位弁済については、各種の金融支援策や復興支援措置等により比較的平静を保ってきましたが、今後それらの終了や復興需要の鈍化等、外的環境の変化等に伴い増加が懸念されるため、条件変更先・延滞先・事故先には、迅速で適切な対応を行い、代位弁済の抑制に努める必要があります。さらに県内中小企業者の休廃業や県外移転もあり、地域経済活性化に向け、創業先の支援に引き続き積極的に取り組む必要があることから、具体的に次の4つの重点施策を掲げ取り組んでおります。

1. 再生支援の強化

- ①東日本大震災や原子力災害に伴う既存顧客の喪失や風評被害等により震災の影響から脱していない中小企業者の再生を図るため、「福島県産業復興相談センター及び福島産業復興機構」・「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、「二重債務問題」解消に引き続き積極的に取り組みます。
- ②経営再建の見通しのある中小企業者には、「福島県中小企業再生支援協議会」・「地域経済活性化支援機構」等と連携し、再生支援に取り組みます。
- ③再生支援を行った企業には、金融機関等と連携し、モニタリングによりフォローアップを行い、継続して経営改善の後押しをします。

2. 期中支援の強化

- ①復興需要の鈍化等、外的環境の変化等により資金繰り・業績低迷が懸念される中小企業者には、必要に応じ「外部専門家派遣事業」や「経営改善計画策定支援事業」等を活用しつつ、経営改善の支援に積極的に取り組みます。
- ②中小企業金融円滑化法施行後、返済緩和の条件変更を繰り返している中小企業者には、「経営安定化支援事業」を活用した「外部専門家派遣事業」などにより経営改善や返済正常化の支援に積極的に取り組みます。また、「経営サポート会議」を活用して、金融機関等関係者との連携を密にして、速やかな経営改善の実施に繋がります。
- ③保証利用率の高い大口保証先の実態把握に努めると共に、特に保証残高の多い先や経営改善支援の必要な先に対し、企業訪問を行い経営支援に努めます。
- ④延滞先や事故先には、早期着手による正常化に取り組むと共に必要により関係機関と連携し経営改善に取り組みます。
- ⑤経営課題を抱える中小企業者のため、引き続き「経営(創業)相談会」を開催し、経営課題解決の支援を行います。
- ⑥「セーフティネット5号保証」、「ふくしま復興特別資金」、「経営力強化保証」や「経営改善サポート保証」の保証利用先に対するモニタリングを継続実施して、業況確認を行い、必要に応じて経営支援を行います。
- ⑦「McSS」経営診断の情報提供を行い、中小企業者の経営力向上を図ります。

3. 創業支援の強化

- ①創業間もない中小企業者には、「経営(創業)相談会」や企業訪問により、開業後のフォローアップを積極的に行います。併せて、創業者のニーズを汲み取り、フォローアップ体制を充実させます。

4. 連携支援の強化

- ①「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を福島県と共催し、構成員(金融機関等)との連携を強化します。
- ②地方公共団体、中小企業支援機関(商工会議所・商工会等)、中小企業診断協会や税理士等との情報交換や連携を密にし、中小企業者に対する支援策の充実や効果的な活用を図ります。

☆専門家派遣事業について

お客様の経営力向上を目的として、中小企業者の方のニーズに応じて、中小企業診断士をはじめとした専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをします。

【相談内容例】

- ITを導入した経営を行いたい。
- コストダウンを図りたい。
- 店舗改装を行いたい。
- 商品デザインを見直したい。
- 事業の転換をしたい、事業を多角化したい。
- 経営ビジョンをつくりたい。
- 新製品の開発についてアドバイスが欲しい。

○福島県中小企業診断協会と連携した専門家派遣（経営安定化支援事業）

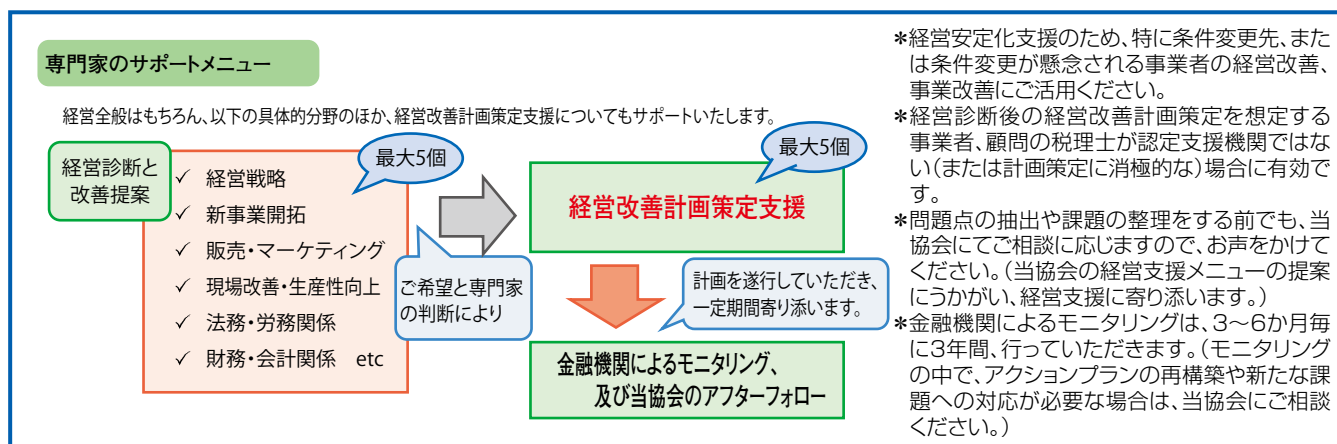
【対象者】

- ・業績の回復、経営の安定のほか、販路拡大など様々な経営課題の解決に向け専門家派遣を希望される方。
- ・原則として保証協会を利用している方が対象となります。

【派遣費用】

無料（全額協会負担）【※】

※経営診断のため5回、経営改善計画策定支援のため5回、最大10回まで派遣可能です。



○中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業に係る専門家派遣

当協会は、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業に係る地域プラットフォーム（ふくしま中小企業支援プラットフォーム）の構成機関となっており、中小企業庁が開設する中小企業・小規模事業者向けの支援ポータルサイト『ミラサポ』を通じた専門家派遣の利用ができます。

専門家派遣による支援の実施にあたっては、『ミラサポ』への登録が必要となる場合があります。（ご登録にはメールアドレスが必要です。）

『ミラサポ』へ登録することで、本事業のご利用の他、お役立ち情報の取得や補助金の申請等を行うことができますようになります。

詳しくは、ミラサポ★未来の企業 / 応援サイト <http://www.mirasapo.jp/> をご覧ください。

【対象者】

- ・事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家の派遣を希望される方。
- ・当協会のご利用の有無にかかわらず利用ができます。

【派遣費用】

無料 ※ 最大3回まで

☆経営サポート会議

中小企業者の経営改善を促進することを目的に、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、関係者が支援に向けた方向性について意見交換を行う会議を保証協会が事務局を務め運営し、迅速かつ適切な支援に繋がります。

【対象者】

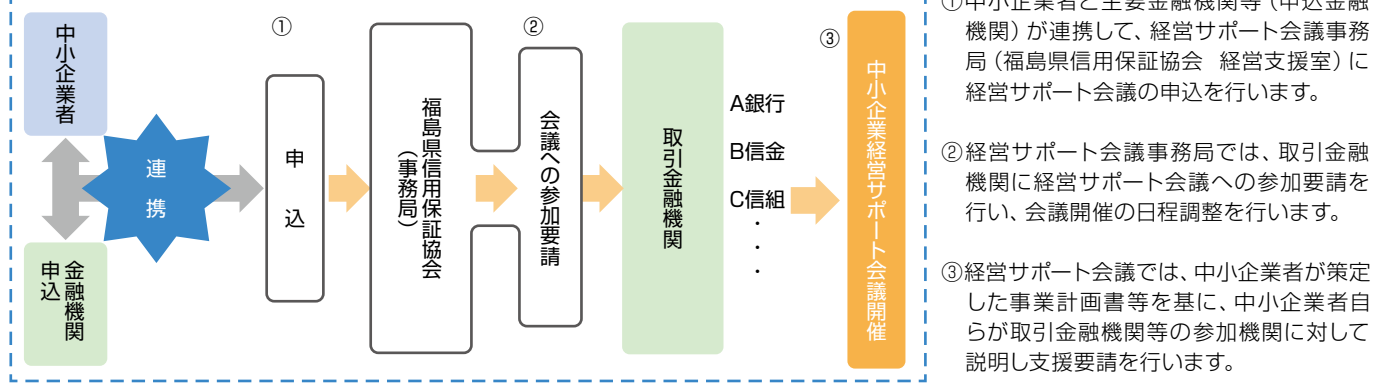
経営改善計画を策定するなど真摯に経営改善の努力を行っており、複数の金融機関と与信取引の中で、金融機関間の金融調整を希望する、保証協会利用のある県内の中小企業者。

経営サポート会議は、

- 返済条件の緩和等を行いたいが、取引金融機関が複数あり思うように相談できない。
- 経営改善を行いたいが、計画の作成方法がわからないので相談したい。
- 事業計画や改善計画を策定したので、計画を説明したい。

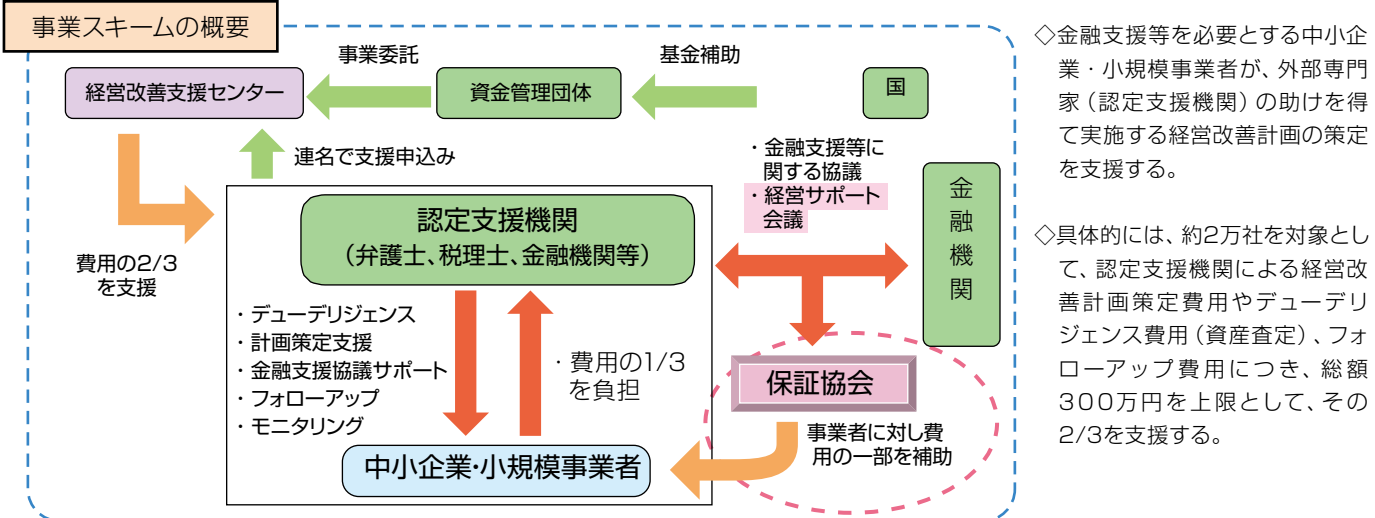
等、中小企業の皆さまの要望について協議を行います。

スキーム図



☆経営改善計画策定支援事業に係る保証協会の補助について

〈認定支援機関による経営改善計画策定支援事業〉 (405億円事業)



対象となる事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

〈自己(事業者)負担部分に対する保証協会独自の補助〉

国の「経営改善計画策定事業」(405 億円事業)を利用した場合に、保証協会独自に、20 万円を上限に、自己負担部分が 10 万円以下の場合は全額、10 万円を超える場合は、自己負担部分の 80% と 10 万円のいずれか大きい金額を補助します。

◇ 次の要件のすべてに該当する事業者を、費用補助の対象とする予定です。

- ① 当協会の利用がある事業者
- ② 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、保証協会が費用補助を認めた事業者
- ③ 原則として、経営サポート会議(バンクミーティング)を活用する事業者
(ただし、単一の金融機関との取引のみであれば不要です)

◇ 次のような事業者におすすめです。

- ① 事業に前向きで、改善意欲がある。(真面目で、やる気がある)
- ② 取引金融機関が 1～2 行。
- ③ 保証協会付割合が高い = プロパーが少ない。
- ④ 借入金のリスク(借換含む)や新規融資を希望している。

利用を検討する場合は、早めに保証協会にご相談ください。

◇ 経営サポート会議、モニタリングの際には、保証協会にもお声かけください。

◇ 計画と実績の乖離(下振れ)があった場合も、柔軟に対応します。

☆経営相談会

27 年度は、県内 6 か所の営業店・支店において、上期、下期それぞれ 1 回、年 2 回開催し、下期の開催時には、創業及び創業予定者の相談を強化いたします。当協会ホームページにも詳細を掲載しています。

【対象者】

- ① 創業・第二創業予定者
- ② 新規借入予定者
- ③ 資金繰りに困っている方
- ④ 経営計画の策定に困っている方
- ⑤ 経営の改善に悩んでいる方 など

【主な相談内容】

- ① 財務分析を主体とした経営アドバイス
- ② 経営戦略サポート
- ③ 資金調達に関するアドバイス など

■経営相談窓口

● 経営支援室 TEL. 024-526-1520 FAX. 024-573-8489

● 福島営業店・各支店に経営相談担当窓口を設置しています。

裏表紙の「福島営業店・各支店のご案内」をご覧ください。

特別相談窓口の設置

また、経済情勢等に合わせて各種特別相談窓口を福島営業店・各支店の窓口に設置し、ご相談内容に応じた各種保証制度の紹介などを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、平成 27 年 4 月現在で設置している特別相談窓口は次のとおりです。

■特別相談、相談窓口一覧

- ・ 北朝鮮制裁措置に関する特別相談窓口
- ・ 東日本大震災特別相談窓口
- ・ 原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口
- ・ デフレ脱却等特別相談窓口
- ・ 皮革等相談窓口
- ・ 経営改善・資金繰り相談窓口



Ⅵ.コンプライアンスの取り組みについて

コンプライアンスの取り組み姿勢

信用保証協会は、国及び地方公共団体等関係機関の支援の下に、中小企業金融の円滑化と経営支援のための不可欠な公的機関として、中小企業の健全な育成を図るという中小企業施策の重要な一翼を担っていることから、信用保証協会の業務運営においては、各種法令を遵守した行動が求められています。

このような状況下、単なる法令遵守に止まらず、内部規程、社会規範、倫理、社会通念等をも含んだ「コンプライアンス」(法令等遵守)を基本として、社会からの揺るぎない信頼確立に向けて「福島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、また、その精神の遵守及び役職員の意識の共有化と行動基準の統一化を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を策定しました。

これらに基づき、コンプライアンスを推進するためにコンプライアンス委員会を設置し、統括部署及び担当者を定め、コンプライアンス関連マニュアルの整備や法令等遵守状況の管理及び啓蒙活動を行っています。

このように高い自己規律を構築し、コンプライアンスの推進、管理について組織として対応することは、信用保証制度全体に対する更なる信頼の確立に繋がるものと考えております。

信用保証協会倫理憲章

① 信用保証協会の公共性と社会的責任の認識

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

② 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

③ 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

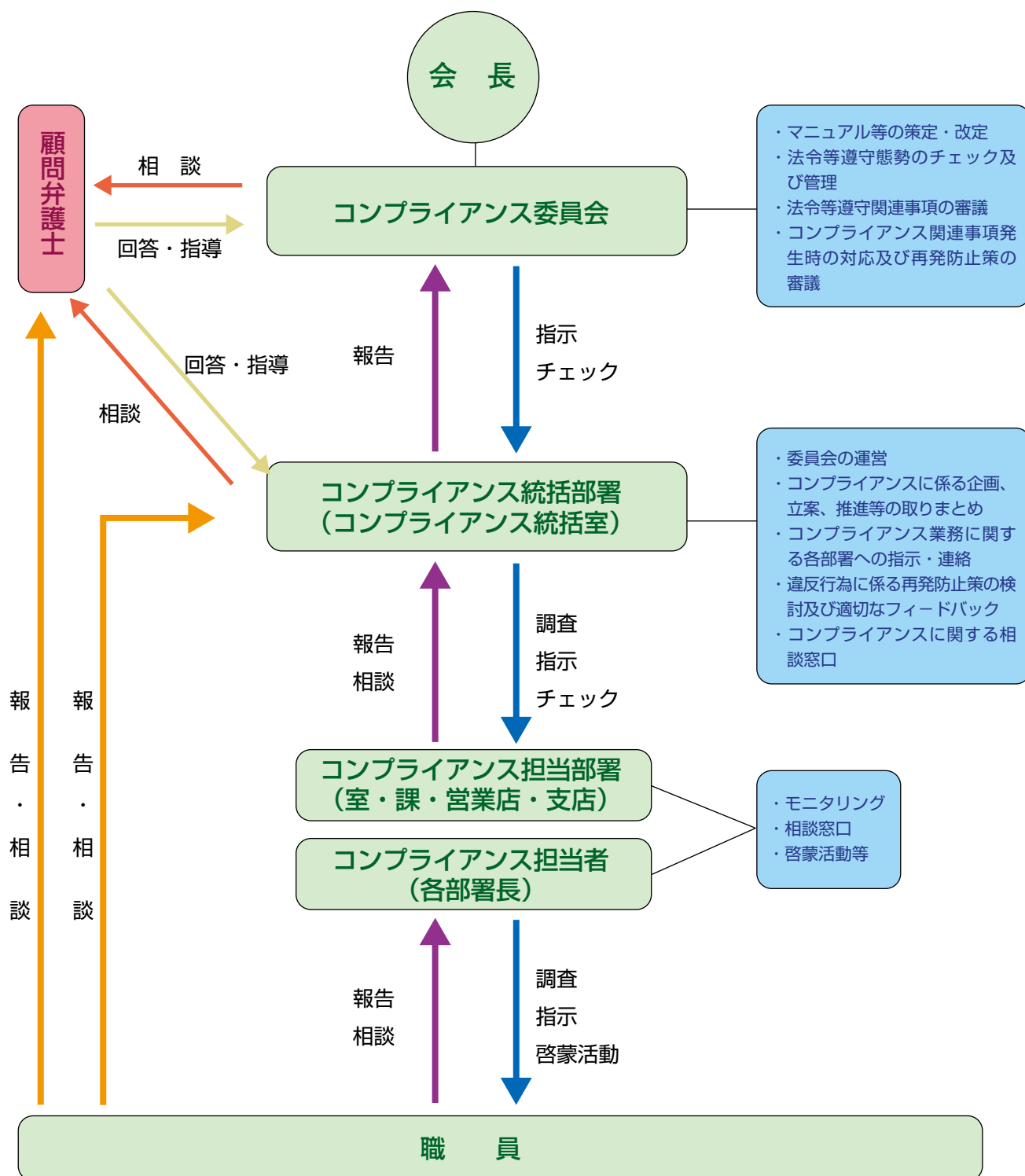
⑤ 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

■具体的行動基準

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 法令・ルール等の遵守 | (6) 反社会的勢力への対応強化
(対応連絡会議の設置とデータベース構築管理) |
| (2) 誠実な職務の遂行 | (7) 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| (3) 守秘義務の履行 | (8) 職場秩序の維持 |
| (4) 職務上の地位と関係者との付き合い | (9) 違反行為の報告 |
| (5) コンプライアンス関連事項への対応 | (10) 懲罰 |

コンプライアンス管理体制





VIII.個人情報保護宣言について

個人情報保護宣言

福島県信用保証協会は、中小企業等の皆様が金融機関から受ける貸付金等の債務を保証することを主たる業務として、中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることとしております。

業務運営を進めるにあたりまして、信用保証制度の一層の信頼を得られるよう、お客様の個人情報の取得・利用等の取扱いにつきましては、次の方針で取り組みます。

① 個人情報に関する法令等の遵守

お客様の個人情報の取扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、ガイドライン等を遵守します。

② 個人情報の取得・利用・提供

- ①取得する個人情報の利用目的につきましては、その内容を公表します。
- ②お客様の個人情報の取得・利用する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ③取得したお客様の個人データを第三者に提供・開示する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た情報で公表されていないものを利用する場合は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的に使用します。
- ⑤個人信用情報センターから提供を受けたお客様の返済能力に関する情報を使用する場合は、お客様の返済能力の調査を目的として行います。

③ 個人データの適正管理

- ①お客様の個人データについて、取得、利用、保管等の各段階に応じて組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じます。
また、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように点検するとともに、必要により見直しを行います。
- ②個人データに関する取扱いを外部に委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

④ 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②保有個人データの開示及びその利用目的の通知等に必要な手続については、内容を公表します。

⑤ 保有個人データの訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止

お客様からの次に掲げる保有個人データの訂正等の求めがある場合につきましては、法令等に定める一定の場合を除き、調査確認のうえ、適切に対処します。

- ①協会が保有する個人データに、誤りを理由として訂正・追加・削除の求めがある場合
- ②お客様の個人情報の不適切な取得、または目的外の利用を理由として保有個人データの利用停止または消去の求めがある場合
- ③保有個人データをお客様の同意を得ないで第三者に提供していることを理由として停止の求めがある場合

⑥ 相談窓口の設置

お客様からの次の個人情報に関する質問・苦情等につきましては、適切かつ迅速に取り組みます。
このための相談窓口を設けます。

- ①個人データの開示・利用目的の通知に関すること
- ②個人データ訂正・追加・削除に関すること
- ③個人情報の利用停止に関すること
- ④個人データ第三者提供の停止に関すること
- ⑤安全管理措置に関すること
- ⑥その他個人情報等に関する各種のお問い合わせ

■相談窓口

総務企画課	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま 11階	TEL.024-526-2331
福島営業店	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま 10階	TEL.024-526-1530
郡山支店	郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階	TEL.024-932-2769
白河支店	白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階	TEL.0248-24-0156
会津支店	会津若松市南千石町2番19号	TEL.0242-23-9171
いわき支店	いわき市平字材木町3番地の1	TEL.0246-23-3570
相双支店	南相馬市原町区本町1丁目3番地	TEL.0244-23-5105

■公表事項等に関するご案内

ホームページ <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>

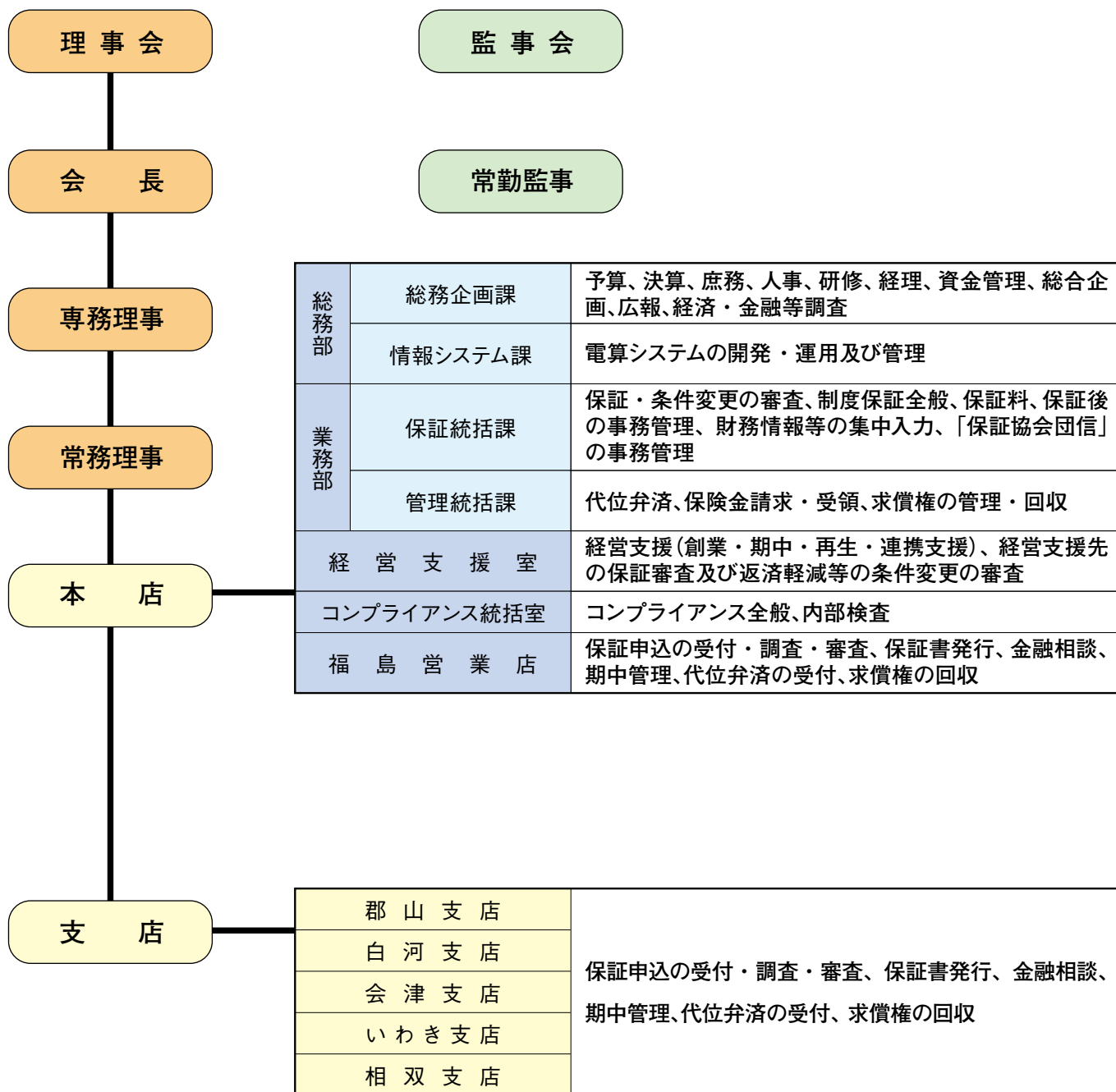


IX.組織体制

役員構成（平成27年9月10日現在）

会 長	村 田 文 雄	
専 務 理 事	伊 東 正 晃	
常 務 理 事	佐 藤 恒 夫	
理 事	飯 塚 俊 二	福 島 県 商 工 労 働 部 長
理 事	立 谷 秀 清	福 島 県 市 長 会 会 長
理 事	加 藤 憲 郎	福 島 県 町 村 会 会 長
理 事	渡 邊 博 美	福 島 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	丹 治 一 郎	郡 山 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	宮 森 泰 弘	会 津 若 松 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	小 野 栄 重	い わ き 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	内 池 浩	福 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長
理 事	轡 田 倉 治	福 島 県 商 工 会 連 合 会 会 長
理 事	平 井 洋 一	(株)商工組合中央金庫福島支店長
理 事	北 村 清 士	(株)東邦銀行取締役頭取
理 事	森 川 英 治	(株)福島銀行取締役社長
理 事	鈴 木 孝 雄	(株)大東銀行取締役社長
常 勤 監 事	城 戸 路 生	
監 事	高 原 智	税 理 士
監 事	長 門 昭 夫	(公財)福島県産業振興センター理事長

組織機構図(平成 27 年 4 月 1 日現在)



所管区域

福島営業店	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡のうち浅川町を除く
白河支店	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	いわき市
相双支店	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡



保証協会団体信用生命保険について

当協会では、お客様へのプラス・ワンサービスの一環として、平成 22 年 4 月 1 日から「保証協会団体信用生命保険」(通称：保証協会団信)の取扱いを行っています。

なお、平成 26 年 4 月から変更になりました事項は以下①、②のとおりです。

多く方のご利用をいただいております。どうぞ、ご活用ください。

①平成 26 年 4 月から組合、医療法人が団信の対象となり、信用保証と団信の対象が同一となりました。

②平成 26 年 6 月より保険料(特約料)が安くなりました。特約料(年払)の目安(融資金額 100 万円について)「元金均等返済、据置期間なしの場合」(注)融資金額 1,000 万円借入の場合は 10 倍となります。

(単価:円)

借入期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合 計	引下げ額
1 年	4,170	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,170	△250
2 年	5,020	1,590	-	-	-	-	-	-	-	-	6,610	△410
3 年	5,310	3,020	1,060	-	-	-	-	-	-	-	9,390	△580
4 年	5,450	3,740	2,270	800	-	-	-	-	-	-	12,260	△760
5 年	5,540	4,160	2,990	1,810	640	-	-	-	-	-	15,140	△930
6 年	5,590	4,450	3,470	2,490	1,510	530	-	-	-	-	18,040	△1,110
7 年	5,640	4,650	3,810	2,970	2,130	1,290	450	-	-	-	20,940	△1,310
8 年	5,670	4,810	4,070	3,340	2,600	1,870	1,130	400	-	-	23,890	△1,440
9 年	5,690	4,930	4,270	3,620	2,970	2,310	1,660	1,010	350	-	26,810	△1,660
10 年	5,710	5,020	4,430	3,850	3,260	2,670	2,080	1,490	910	320	29,740	△1,830

※上記はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。

広報活動

保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を発行して、県内の金融機関、福島県及び市町村、商工会議所、商工会、報道機関などに配布しています。平成27年度は2002年国土交通省東北運輸局選定「東北の駅百選」に選ばれた福島県内の駅を表紙にして各地の紹介を行っています。



ホームページの活用

当協会のホームページは、皆様により一層ご理解をいただけるように心がけております。

保証制度や統計資料はタイムリーに更新して情報をお伝えします。

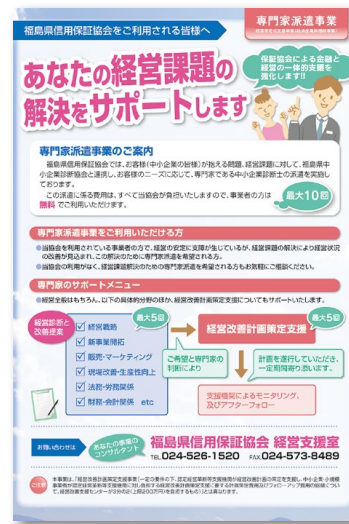
<http://www.fukushima-cgc.or.jp/>



ポスター・パンフレット

顔の見える協会、そしてイメージキャラクターの鉄人28号で頼りがいと信頼をアピールするポスターと専門家派遣事業のご案内のポスターを作成し、皆様のご要望に応じていきます。

中小企業・小規模事業者のみならずへ信用保証制度のご案内として制度をわかりやすく説明しているパンフレットです。

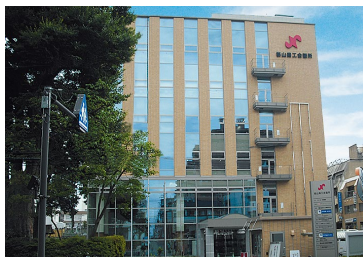
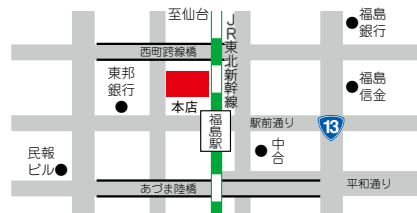


本店・支店のご案内



本店

◇所在地 / 〒960-8053 福島市三河南町1番20号
 コラッセふくしま10階、11階
 TEL (024) 526-2331代 FAX (024) 536-5090
 福島営業店 / TEL (024) 526-1530 FAX (024) 533-8721
 保証統括課 / TEL (024) 573-5265 FAX (024) 534-3619
 管理統括課 / TEL (024) 525-3537 FAX (024) 534-3619
 経営支援室 / TEL (024) 526-1520 FAX (024) 573-8489



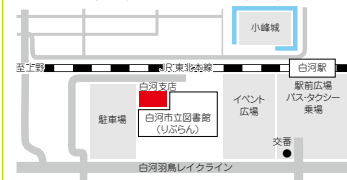
郡山支店

◇所在地 / 〒963-8005
 郡山市清水台1丁目3番8号
 郡山商工会議所会館3階
 TEL (024) 932-2769代 FAX (024) 925-2637



白河支店

◇所在地 / 〒961-0957
 白河市道場小路96番地5
 白河商工会議所会館2階
 TEL (0248) 24-0156代 FAX (0248) 24-1419



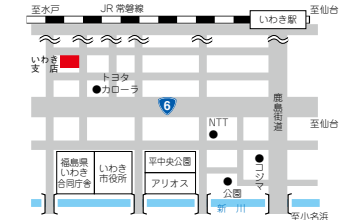
会津支店

◇所在地 / 〒965-0816
 会津若松市南千石町2番19号
 TEL (0242) 23-9171代 FAX (0242) 23-9173



いわき支店

◇所在地 / 〒970-8026
 いわき市平字材木町3番地の1
 TEL (0246) 23-3570代 FAX (0246) 25-5729



相双支店

◇所在地 / 〒975-0008
 南相馬市原町区本町1丁目3番地
 TEL (0244) 23-5105代 FAX (0244) 24-5905

